

令和7年第3回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

令和7年9月3日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	10番 黒木一君
11番 藤江徹君	12番 稲吉照夫君	13番 笹野康男君
14番 丸山千代子君	15番 都築幸夫君	16番 廣野房男君

欠席議員（1名）

9番 鈴木久夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 菅沼秀浩君	参事（税務担当） 稲熊公孝君
危機管理監 長谷優一郎君	住民こども部長 三浦正義君
健康福祉部長 谷川啓君	参事（健康保健担当） 相川美代子君
環境経済部長 大熊隆之君	建設部長 鳥居靖久君
上下水道部長 齋藤啓一君	消防長 山本秀幸君
教育部長 山本晴彦君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 岩瀬仁史君

○議長（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

お諮りします。

本日、議場において、議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。

写真撮影は、質問者を随時撮りますので、よろしくお願いします。

次に、御報告いたします。

9番 鈴木久夫議員は疾病のため、本定例会の全ての会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（廣野房男君） 一般質問使用パネル一覧はお手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（廣野房男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番 稲吉照夫議員及び13番 笹野康男議員を指名します。

日程第2

○議長（廣野房男君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定によって、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いします。

それでは、通告順に質問を許します。

初めに6番、岩本知帆議員の質問を許します。

6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

全国的に少子化が進み、令和6年の合計特殊出生率は過去最低の1.20となりました。こうした中、子どもたちが安心して育つ環境づくりは、全国の自治体に共通する重要課題です。その基盤となる保育現場を支えるのが保育士です。

こども家庭庁が令和6年8月に発表した調査では、保育施設の約8割が人材不足と回

答し、都市部に限らず、地方でも深刻化しています。直近の厚生労働省統計によれば、保育士の求人倍率は約2.7倍と高く、採用競争が続いています。一方、令和4年度の離職率は9.3%、新卒3年以内の離職率は約3割にも上り、人材確保は容易ではありません。こうした状況は、保育の質を守るための警鐘と言えます。

幸田町でも採用・定着・配置・支援体制・ICTの活用・多職種連携など多角的な対応が必要と考えます。今回は、保育現場の現状と今後の方向性についてお伺いします。まず、保育士の人材状況についてお伺いします。

保育士は女性が多く、ライフステージに応じた柔軟な働き方が必要です。令和5年度の全国平均では、常勤保育士の不足率が6.3%に達しており、多くの施設が短時間勤務や非正規で対応しています。

幸田町の現状をお伺いします。初めに、近年の保育士の採用状況と離職状況、求人倍率などの推移をお示してください。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 保育士の採用状況と求人倍率につきましては、令和5年度が3人で3.7倍、令和6年度は6人で2.0倍、令和7年度は5人で2.8倍となっております。

また離職状況につきましては、令和4年度が5人、令和5年度が5人、令和6年度が3人となっております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 分かりました、ありがとうございます。

次に、幸田町における保育士の正規、非正規の人数とその割合についてお伺いします。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 本町の保育士の正規、非正規の人数につきましては、4月1日現在であります。正規保育士が70人、非正規保育士が236人であります。

また、非正規保育士の割合は77.2%であります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 全国的に保育士不足が続く中、保育士の配置は子どもの安全と健やかな成長を支える上で重要です。国の配置基準は最低限の目安であり、実際にはより手厚い対応が求められることも多くあります。

そこで、幸田町における保育士の配置が国の基準と比べてどのようになっているか、実態をお伺いします。保育士の配置について国の基準と比べた場合、どのような体制がとられてますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保育士の配置基準につきましては、本町独自に1歳児の配置につきまして、国の基準を超える、おおむね園児4.5人につき、保育士1人以上としております。さらに国の基準に加えまして、配慮の必要な園児につきましては、必要に応じて加配保育士を配置し、きめ細やかな保育体制を確保しているところであります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 幸田町では、国の基準を上回る保育士配置が確保されており、子どもが安心して過ごせる環境の大きな強みと言えます。

次に、近年、要支援児や配慮が必要な児の増加が全国的に見られ、保育現場では日常的に丁寧な対応が求められています。こうした子どもたちへの適切な支援体制を整えるには、まず、現状を正確に把握することが重要です。

そこで、要支援児、配慮が必要な児の人数と割合についてお伺いします。町内保育園で現在、要支援児、配慮が必要な児の人数、全体の中でどの程度の割合を占めていますか、教えてください。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 本町の要支援児、配慮が必要な園児数につきましては、8月1日現在で87人で、全園児数901人に対しまして割合は9.7%であります。さらにクラスの中で声がけなど、場面、場面によって支援が必要な園児、こちらが71人おりまして、これを含めると合計で158人、割合にして17.5%になります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 要支援児、配慮が必要な児への支援体制として、保育の加配状況を具体的に教えてください。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 要支援児、配慮が必要な園児への支援体制につきましては、縦割り保育では副担任と必要に応じて加配保育士を配置しております。また年齢別保育におきましても、必要に応じて加配保育士を配置しているところであります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 要支援児や配慮が必要な児が安心して成長していくためには、日常の保育の中できめ細やかな対応が不可欠です。保育士の個別支援に加え、看護師、保健師、臨床心理士、言語聴覚士などの専門職や就学前の学校、関係機関との連携も重要です。これらの体制が機能することで、子ども一人一人の発達や特性に応じた支援が可能となります。

町内保育園における日常的な支援体制や具体的な取組について、専門職や学校との連携はどのように行われてますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 専門職や学校などとの連携につきましては、外部委託で依頼しております臨床発達心理士が保育園を訪問しまして、保育士が園児の発達段階や特性理解ができるよう、相談や指導の場を定期的に設けております。

また、愛知県三河青い鳥医療療育センターの言語聴覚士による研修や巡回相談も実施しております。さらにこども課や健康課の保健師が園を訪問しまして、保育士との情報共有を図っておるところでございます。

学校との連携につきましては、幸田町幼保小中高連携教育推進協議会を設置いたしまして、情報の共有や園児・児童・生徒、さらには保育士と教諭相互の交流を進めているところであります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 分かりました。

次に、保育士の定着支援と保育園の多職種連携制度について伺います。

保育士が安心して長く働ける環境づくりは、保育の質を保つ上で重要です。保育士の離職率は約 9.3% で私立園では 10% を超えるなど、高い水準となっています。背景には、長時間労働や人間関係、家庭との両立の難しさがあり、現場の声を踏まえた対策が求められます。

幸田町でも採用だけでなく、定着が今後の人材確保の鍵と考えます。職場環境の改善やワークライフバランスの確保は、保育の質と子どもの安全を支える土台となります。

そこでお伺いします。保育士の定着に向けて、町ではどのような取組を行っていますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保育士の定着につきましては、本人の希望を尊重しまして、多様な時間帯や働き方を可能とする勤務形態で雇用し、定着促進に努めているところでございます。また、家庭の事情を考慮しまして、3 歳以上児クラスの担任を外すなどの対応も行っております。

加えて、年休や産休、育休が取りやすくなるよう補足できる体制を整えまして、より利用しやすい環境を整備しているところでございます。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 保育士は子どもの安全と成長支える重要な役割を担っています。日々の笑顔の裏には記録、事務、保護者対応、個別支援など、繊細で多忙な業務が山積みに重なっています。

厚生労働省の統計によると、約 6 割の保育士が心身の疲労が強いと感じており、要支援児の対応や業務量、保護者との関係などが大きな負担となっています。こうした悩みを抱えたままでは、保育の質や保育士自身のメンタルヘルスに悪影響を与えかねません。そのため、園内での相談体制や外部機関との連携、ケース検討会など、悩みを共有、解決できる仕組みが必要です。現場で子どもと向き合う時間を確保しつつ、メンタルヘルス支援と業務改善による負担軽減が不可欠といえます。

そこでお聞きします。まず、保育士のメンタルヘルス支援について、町ではどのような取組を行っていますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保育士のメンタルヘルスにつきましては、園長や園長補佐、主任保育士、また必要に応じまして、こども課職員が支援する体制をとっております。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 業務改善としてはいかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 業務改善の取組につきましては、保育所 I C T システム「コドモン」や事務補助員を導入いたしまして、事務負担の軽減を図っているところであります。これにより、職員の精神的負担の低減にもつながっているものと考えており

ます。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 質の高い保育を提供するには、保育士が継続的に知識や技術を学べる環境が重要です。厚生労働省の調査では、過去 1 年で研修を受けた保育士は約 75% に上る一方、業務が忙しく研修に参加できないという声も多く、研修機会の確保が課題となっています。研修や自己研さんは現場力の向上だけでなく、保育所のやりがいや定着にもつながります。

そこでお聞きします。幸田町における研修の実施状況や、保育士が自己研さんを希望する際の支援体制についてお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 研修の実施状況につきましては、公的機関主催によります幼児教育会研究会でありますとか、民間主催による幼児教育夏季大学など、負担がある必要な研修をはじめ、愛知県保育士会などから案内のあります無料研修のほうも積極的に受講しているところでございます。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 次に、自己研さんしたい場合の支援について教えてください。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保育士が自己研さんを希望する場合につきましては、適切な内容であると判断できれば、旅費や研修費等につきましても検討してまいりたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） ぜひ、保育士たちが学べる機会の保障をよろしくお願いします。

次に、ICT 導入後の事務負担軽減についてお伺いします。

近年、保育士は要支援児の対応や保護者との連絡、記録業務などの多岐にわたる業務を担っており、その結果、子どもと向き合う時間が減り、負担感が増しています。こうした状況を改善するため、全国的に ICT の活用が進められ、登校園管理、保育記録のデジタル化、保護者連絡のオンライン化などが導入されています。

幸田町でも ICT 化が進んでいますが、その具体的な実態についてお伺いします。幸田町では、保育現場でどのような ICT が導入されていますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保育所 ICT システム導入の具体的な内容につきましては、登校園管理、欠席の連絡、お手紙配信機能を導入いたしました。これによりまして、保護者からの欠席や遅刻に係る朝の集中的な電話連絡がなくなっております。

また、保育園から保護者にお渡しします園だよりなどもデジタル配信となりまして、配布作業の負担軽減につながっておりますところでございます。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） ICT の導入は進んでおりますが、慣れない作業や入力後の紙保存などにより、本当に事務負担が軽減されているのかといった声も聞かれます。

そこで、現場からの課題や要望に対して、町がどのように対応しているのかお伺いし

ます。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保育所 I C T システム導入後の課題につきましては、保護者による欠席連絡の操作ミスや登園児の登降園管理タブレットへのタッチ忘れといった、人が行う以上、一定のミスや忘れが発生し、そういった面では逆に手間がかかってしまっているということは承知しておるところでございます。

そのため、引き続き利用者への周知や丁寧な説明を行い、8園で利用状況や問題点を共有しながら、園長会や園長補佐会におきまして、よりよい活用方法を検討しております。

さらに、各園でコドモンの担当者を決めまして、困ったときはいつでもこども課にも相談できるような体制を整えております。

また、システムの新たな機能の活用につきましても、今後徐々に進めているところでございます。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 状況は分かりました。まだ導入から間もないということで、しっかり皆さんが使い慣れていけば、とても便利な機能となり、業務軽減にもすごくつながるんじゃないかと思えますので、ぜひ支援のほうをよろしくお願いします。

次に、臨床心理士による支援の現状と今後についてお伺いします。

保育現場では、子ども一人一人の多様な背景により、保育士だけでは対応が難しい課題が増えています。発達や行動に特性がある子どもや家庭環境に課題のある子どもには、看護師、保健師、臨床心理士など多職種の専門的支援が不可欠です。特に臨床心理士は、発達検査や心理的アセスメントを通じて、早期課題の発見と支援計画に重要な役割を果たします。こども家庭庁も専門職の配置強化を進めており、今後の保育の質向上には、多職種連携が鍵となります。

そこでお伺いします。町内の保育園における多職種との連携状況について教えてください。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 多職種との連携状況につきましては先ほども申し上げましたが、外部委託の臨床発達心理士が保育園を訪問し、配慮の必要な園児に応じた関わり方を現場で学べるよう、相談・指導の場を設けております。

また、愛知県三河青い鳥医療療育センターの言語聴覚士による研修や巡回相談も実施しているところであります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 今後の連携についての課題について教えてください。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 今後の連携に関する課題につきましては、臨床発達心理士を外部委託として依頼していることから、常に相談できる体制にない、こういったことが課題であると認識しております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 臨床心理士による早期アセスメントと保育士、保護者への助言は、子どもの成長に大きく貢献します。こうした支援の重要性を踏まえ、幸田町では現在、外部委託で対応されていますが、今後の体制強化も求められます。令和8年度に開始予定の子ども家庭支援センター事業において、臨床心理士の支援は不可欠と考えます。

今後、町として、採用についてどのように考えていますでしょうか、教えてください。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 令和8年度から開始予定の子ども家庭センター事業におきましては臨床心理士の支援が必要であり、採用に努めてまいりたいと考えております。しかしながら、経験豊富な臨床心理士を確保できるかどうかというのが、これまた課題であると認識しておるところでございます。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 分かりました。ぜひ、経験豊富な臨床心理士の確保を進めていただき、子ども家庭支援センター事業と保育環境の一層の充実をお願いいたします。

保育の質を高めるには、単なる配置数だけではなく、職員がやりがいを持って安心して働ける環境づくり、そして子ども一人一人を丁寧に支える仕組みが必要です。急速な少子化や社会の変化の中でも、幸田町の子どもたちが安全で豊かな環境で育ち、未来へ羽ばたけるよう、行政と現場が一体となって取り組まれることを強く期待し、次の質問に移ります。

プロコンセプションケアなどの視点を踏まえた少子化対策についてです。

初めに、今回お話ししますプレコンセプションケアについては、人権をベースとする包括的性教育を踏まえた内容としてお聞きいただきたいと思います。妊娠・出産に関する知識だけを重点的に教えることは、特に女性に向けて子どもを産むものだ、出生率を上げろという強いメッセージになりかねません。結婚・出産は、女性の人生に大きな影響を及ぼす事柄であり、子どもを産む時期や子どもを持つ、持たないかの選択は、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、性と生殖に関する人権という人権の領域に属します。したがって、国が少子化対策のために、若いうちに結婚、出産するのがよいと誘導することは問題があると考えます。一方で、プレコンセプションケアの推進による知識の普及は、個人が主体的に選択する上で非常に重要です。

そこで今回は、プレコンセプションケアと包括的性教育の両方の視点から質問させていただきます。

プレコンセプションケアとは、若い世代が未来のライフプランを考え、自分の健康や生活習慣を見直すことで、次世代を担う子どもたちの健やかな成長につながるヘルスケアです。パネル1を御覧ください。国立成育医療研究センターが作成したプレコンノートの概要を示したもので、若い世代に向けた五つの行動指針が分かりやすくまとめられています。

次に、パネル2を御覧ください。プレコンセプションケアが将来の子どもの健康を守ることにともつながり、人生100年時代を自分らしく生きるために、生きるためのライフコース・ヘルスケアという視点の重要性を示しています。この考えは、国際的に推奨される包括的性教育とも重なります。包括的性教育とは、人権を基盤に思春期の体の変

化、人間関係、ライフプラン、健康管理など、性と生殖に関する幅広い知識とスキルを段階的に学ぶ教育であり、プレコンセプションケアの実践を支える土台でもあります。

近年はライフスタイルや価値観の多様化、若年層の孤立や不安の増加により、こうした知識や支援を早期から得られる環境がより重要となっています。

幸田町においても、この支援を広く届けることで、望まない妊娠や健康リスクの予防、そしてセクシュアルリプロダクティブヘルスライツを考える基盤づくりが可能になると考えます。

初めに、幸田町としてプレコンセプションケアをどのように認識し、推進していくお考えかお伺いします。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） プレコンセプションケアは、成育基本法に基づく成育医療等基本計画において、女性やカップルが日々の生活や健康と向き合い、将来の妊娠のための健康管理を促す取組とされております。国では令和7年5月にプレコンセプションケア推進5か年計画が策定され、この計画では性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実を通じて、性別を問わず、全ての世代の方々が生涯にわたり心身ともに健康な状態を保つことが重要であるという考え方が示されております。

この計画を踏まえまして、プレコンセプションケアに関する取組を実践することで、子どもの頃からの健康づくりや正しい性の知識を得る機会ができ、将来の若い世代の男女がより健康になり、健やかな妊娠や出産につながり、さらに未来を担う子どもたちの健康にもつながると認識しています。

本町では、第3次健康こうた21計画の中で、プレコンセプションケアの視点を持って、次世代につながる健康・妊娠・子育ての分野を新たに設けており、健康づくりをこの計画の中に入れまして、これを基に実践していく考えであります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 分かりました。プレコンセプションケアに関する、町のこれまでの取組や啓発活動がありましたら教えてください。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） これまでの取組といたしまして、プレコンセプションケアに特化したものではありませんが、各世代男女関係なく、より健康で過ごせるための健康づくりの取組そのものが、プレコンセプションケアの内容に関わっていると考えております。

具体的には、自分の健康状態を確認するための人間ドック、特定健診や各種健康診査、また乳がん、子宮頸がん検診や子宮頸がんワクチンの予防接種などもプレコンセプションケアに当てはまると考えております。

啓発活動といたしましては、20歳を迎える方に男女ともに体や妊娠、出産に関して正しく理解し、お互いのことを大切にしてほしいという願いを込めて、毎年、二十歳の集いの際にリーフレットを配布しております。リーフレットには、将来のライフプランを考えると、これだけは知っていてほしい内容としまして、妊娠・出産には医学的に適正期があることや、不妊症の原因は男女ともにあるなどの内容が掲載されております。

す。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 妊娠・出産・子育ての安心にはプレコンセプションケアの視点が欠かせません。これは思春期からの健康管理やライフプラン形成、自己と他者を尊重する姿勢を育む考えです。情報化社会の今、SNS上には性や健康に関する誤情報が無数にあります。若者が正しい知識を選択するためにも、この取組の重要性は一層高まっています。

パネルで紹介しましたプレコンノートでは、心と体の健康や将来の選択について、子どもにも分かりやすく学べる内容がまとめられています。WHOやユネスコでも、包括的性教育を通じた正しい知識と価値観の習得を国際的に推奨しています。

当センターの調査では、若年層の約7割が性や妊娠について学校で十分に学べていないと回答しており、知識不足では望まない妊娠、性感染症、自己肯定感の低下などにつながるリスクもあります。こうした課題を踏まえ、教育現場での年齢に応じた体系的な学びの保障が重要です。

そこでまず初めに、小中学校における包括的性教育の実施状況についてお伺いします。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 小中学校における実施状況につきましては、学習指導要領に基づき、小学校では3、4年生と5、6年生の体育の授業で。また、中学校では1年生から3年生までの各学年の保健体育の授業で学習しております。

なお、令和6年度の実績では、4小中学校において思春期の体の変化、妊娠、出産についてのお話、妊婦体験等の実習など、愛知県助産師会等と連携した性に関する出前授業を行っております。

また中学校では思春期セミナーなど、生徒だけでなく保護者などと一緒に助産師から思春期における性に関する学習会も開催しているところでございます。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 包括的性教育は授業だけではなく、相談体制や地域資源の活用とも深く関係しています。若年層が妊娠や性に関する悩みを安心して相談できる環境は心理的な負担を軽減し、問題の早期解決にもつながります。しかし、現在、県には相談窓口があるものの、幸田町には独自の窓口は設けられておりません。身近で信頼できる相談体制の整備が必要と考えます。

若年層が妊娠や性について相談できる窓口や支援体制の現状についてお伺いします。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 相談窓口や支援体制の現状といたしまして、町のホームページを活用し、相談先へつながるリンクを貼ることで情報提供しています。

相談先としましては、愛知県のホームページに開設されている、あいち性と妊娠相談ほっとラインと、誰にも言えない妊娠でお悩みの方へ女性の健康相談、それから公益財団法人愛知県助産師会から運営を引き継いだNPO法人で開設されている、にんしんSOS愛知のホームページにて情報提供しています。

また、これらの相談窓口や医療機関から相談があった場合は、町の支援事業を活用し

て支援をしています。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） プレコンセプションケアの理念を地域全体に広げるには、医療・福祉・教育などの各分野の連携が不可欠です。個別対応は進んでいても、プレコンセプションケアという枠組みでの包括的な連携体制は、これから構築が必要かと考えます。

医療・福祉・教育など、各部門間の連携体制の整備状況についてお伺いします。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 部門間の連携体制についてでございます。健康課には保健師、助産師、管理栄養士、看護師の資格を持った職員が在籍しており、庁舎内の関係課と日頃から連携し、ケース検討会、各種会議において情報共有や課題への対応などを話し合い、連携の推進に努めています。

また令和6年度に第3次健康こうた21計画を策定し、各種事業を進めています。この計画の中で、次世代につながる健康・妊娠・子育ての分野で部会を立ち上げております。部会の構成員は、保健師、保育士に学校教育課職員等や小学校から高校までの養護教諭のほか、出産後の親子と町のパイプ役として委嘱しております、赤ちゃん訪問員でございます。引き続き、この部会において連携体制を整備していきます。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 部会のほうが立ち上がっていることは分かりました。

次に、プレコンセプションケアは早い段階から自身の健康やライフプランを考え、必要なときに必要な支援につながることを助ける取組です。厚生労働省もその重要性を認め、母子保健法や少子化対策の中で、妊娠前からの支援が位置づけられています。しかし、国立成育医療研究センターの調査では、プレコンセプションケアという言葉を知らない若者が多く、約6割が妊娠前の健康管理の必要性を理解していないとされています。

こうした知識不足は、望まない妊娠や健康リスクの増加にもつながるおそれがあります。また、若年層が気軽に相談できる窓口や情報源が限られており、自分には関係ないと感じてしまい、適切な支援を受け損ねるケースもあります。

こうした現状を踏まえ、町として、プレコンセプションケア普及に向けてどのような課題を認識し、どのように周知、推進していくかお伺いします。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） プレコンセプションケアの概念について、まだ広く認識されていないこと。それから、若い世代に性や健康、妊娠に関する正しい知識の取得方法や相談する場所、手段について、必ずしも知られていないことが課題であると認識しています。若い世代が性に関する情報に関心を持つタイミングは個々により異なると思われますが、年齢に応じた情報発信が重要であると考えます。

町ホームページにおいて、こども家庭庁や国立成育医療研究センターのホームページで掲載されている、スマート保健相談室やプレコンセプションケアセンターのサイトを活用し、プレコンセプションケアの概念や相談窓口の周知と普及、啓発に努めていきます。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） プレコンセプションケアと包括的性教育は互いに補完し合う関係にあり、推進には教育現場での計画的かつ一貫した取組が不可欠です。学校の方針は、次世代の健康認識や価値観を形成する土台となります。

国際的にも国内的にも推奨されるこの流れを幸田町としてどのように具体化し、進めていくかお伺いします。今後、プレコンセプションケアの推進と包括的性教育の実現に向けて、どのような方針で取り組んでいくのか、学校側と町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 現在の実施状況につきましては先ほど御説明したところでございますが、養護教諭との会議におきましては、もう少し早い段階での教育が必要との意見も出てきております。現在の教育を維持しつつ、どのような内容の教育を、どの学年から行っていくことが有効であるのか、学校とともに検討していきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 次に、町としてはどのような考えでしょうか、教えてください。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 性や健康、妊娠に関する様々な疑問を持つ時期は人により異なりますが、性別を問わず、適正な時期に性や健康に関する正しい知識を得ることが重要と考えます。

今年度、プレコンセプションケアの講座を開催する予定です。これには、乳幼児の健康の保持増進について正しい知識を普及することを目的に考えております。就学前のお子さんを持つ保護者と妊婦の方を対象に、幼少期の子どもたちに命の話や性の話をどのように伝えていくとよいかを学んでいただきます。既存の事業の中でもプレコンセプションケアの概念を盛り込み、正しい知識の普及、啓発や関係部署との連携に努め、推進していく考えであります。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 少子化が加速する今こそ、妊娠・出産だけではなく、若い世代が早い段階から自らの健康やライフプランを主体的に考えられる環境づくりが不可欠です。プレコンセプションケアと包括的性教育は、未来の子どもたちの健やかな成長と町の持続的な発展を支える両輪です。正しい知識、安心できる相談環境、そして、医療・福祉・教育の連携による支援体制が整うことで、誰もが安心して未来を描ける町が実現すると考えます。

幸田町がこれらの視点を持ち、周知、相談体制、教育現場の推進を強化することで、子どもも大人も笑顔で暮らせる地域づくりが可能です。幸田町の未来を担う全ての子どもたちのために、今こそ行動が求められています。積極的な推進を強く求め、最後の質問に移ります。

高齢者の居場所づくりと地域の支援体制についてです。

高齢化が進む中で顕在化している、独居高齢者の増加や地域とのつながりについてお伺いします。高齢者が安心して暮らせる、暮らし続けるためには、日常的な居場所や交

流の機会の確保が欠かせません。健康維持や孤立予防、多世代のつながりを生む居場所づくりについて、幸田町の取組状況と今後の方針をお聞きします。

まず、高齢者の人口推移と孤立傾向の現状把握についてです。

幸田町における高齢者人口の推移や独居高齢者の割合など、孤立リスクに関する現状についてお伺いします。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 本町の高齢者の状況につきましては、令和7年4月1日現在で、総人口4万1,937人、65歳以上の高齢者は9,338人で、高齢化率は22.3%でございます。また、世帯状況ですが、総世帯1万7,012世帯に対しまして、65歳以上の高齢者のみの世帯、施設入所者を除きますと、3,340世帯となっております。そのうちの独居高齢者世帯につきましては、施設入所者を除き、1,528世帯となっております。総世帯数における高齢者のみ世帯は約19.6%、独居高齢者世帯につきましては約9.0%になります。

今後は、本町の高齢化人口は増加傾向で進み、令和12年に9,891人、令和22年に1万1,568人、令和32年には1万2,704人となり、高齢化率も31.5%になると推計しています。

また、高齢者のみ世帯につきましては具体的な推計値はございませんが、高齢化人口の増加に合わせて増加することを見込んでおります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） これはどのようなデータを基に課題を分析されているのか教えてください。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 高齢者及び高齢者のみ世帯が増加する中、高齢者の総合相談窓口として、令和4年度から三つの地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、高齢者世帯の実態把握調査等を実施することで、高齢者が抱える問題やニーズを直接聞き取る機会を増やし、必要なサポートを提供するための情報を収集しています。

また、65歳以上で一人暮らしの人を対象に、高齢者の独居世帯に民生委員が訪問の上、登録を希望された方を整理した一人暮らし名簿を作成し、担当民生委員が見守りを実施しています。

このような状況把握に努めておりますが、高齢者のみ世帯や独居高齢者の方が家に閉じ籠りがちになり、社会的な孤立や健康維持に関する活動を控えられることによるフレイル、虚弱状況に陥ることが課題と考えています。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 町内における居場所活動の実態とその評価についてお伺いします。

近年、高齢者の孤立防止や健康づくり、生きがいを目的に、各地で居場所づくりやサロン活動が広がっています。これらは交流の場にとどまらず、支え合いの拠点、介護、認知症予防の場としても重要な役割を果たしています。

幸田町でも町、地域団体、ボランティアなどにより様々な活動が展開されていますが、

全体の状況や成果について、町としての把握や評価の見える化が十分とは言えないのではないのでしょうか。今後の地域福祉を考える上でも、現状と課題の整理が必要だと考えています。

町内の高齢者向けの居場所、サロン活動の実態や参加状況、成果、町としての評価についてお伺いします。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 高齢者が集まる機会である、げんきかいやお達者体操、ふれあい・いきいきサロンなど、既存の集まりとともに、地域包括支援センターが実施する事業が自主グループ化に発展することで、高齢者の通いの場としての居場所づくり、地域とのつながり、交流の活動の場を提供しています。

令和6年度に生活支援体制整備事業において、3圏域ごとに「こうた通いの場マップ」を作成しました。このマップの作成により、町内49か所で通いの場を確認し、各取組を紹介させていただいております。

なお、それぞれの自主的な取組である通いの場に対して、町としての成果確認や活動の評価は行っていません。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 地域住民による自主的な取組に対する幸田町の支援についてお伺いします。

高齢化が進む中、孤立や生活課題への早期対応には行政施策に加え、住民主体のサロン活動や見守り活動の広がりが不可欠です。これらは参加者にとっての交流や安心の場であると同時に、地域の防災力や支え合い文化の醸成にもつながります。一方、活動の継続には場所、運営費の確保、担い手の育成、情報共有の仕組みなど、行政の支援と伴走が重要です。地域の実情に即した支援方針が、今後の地域福祉の質を大きく左右します。

住民主体の活動が広がる中、幸田町としての支援内容、現在の課題、そして今後どのような支援の在り方をお考えなのかお伺いします。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 町といたしましては、各年度において地域包括支援センターが実施する事業が自主グループ化に発展できるよう、側面的な支援を行っています。直接的な自主グループ化への支援は各地域包括支援センターになりますが、その際のお困り事や悩み事への対応、町内での活動事例の情報提供などを行っております。

また、金銭的な支援といたしましては、幸田町社会福祉協議会において、地域住民を主体とした助け合い活動を普及し、居場所づくりを進めることで孤立防止や認知症予防、子どもの健全育成等を図り、地域福祉を推進する地域の居場所づくり事業が令和7年度から新たにスタートしていることを承知しています。

内容としましては、高齢者の居場所活動に対する団体に対して補助金を交付するものであります。具体的な金額としましては、基本年額の2万円に加え、前年度の参加者数に応じた参加者数割として6,000円から7万2,000円を交付するもので、9万2,000円を限度とするものです。

なお、本事業は高齢者の居場所活動だけでなく、子ども食堂を含めた子どもの居場所活動についても適用していることを申し添えます。

当面は、町と地域包括支援センターにて、高齢者の居場所活動の自主化を進める中で、金銭的な支援と社会福祉協議会が担っていく形で進めていきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 先進事例を参考にした施策導入の可能性についてお伺いします。

他自治体では、カフェ型の居場所や移動型サロン、専門職との連携など、先進的な取組も進められています。

幸田町として、そうした先進事例の情報収集や導入に向けた検討は行っていますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 居場所づくり等において、各市町村の具体的な先行事例を参考に行っているものはありませんが、現在の高齢者の通いの場にはやっているものとして、健康マージャンとモルックがあります。また、令和6年度に高齢者の生きがいをづくりの一環として整備した六栗ゲートボール場をはじめとしたテント付きゲートボール場が3か所あることは本町の特徴であると考えます。

本町としましては、これまでの高齢者支援の取組を継続、発展することを基本方針とし、特にフレイル予防を重視しています。外出による人との交流や運動機会の創出を通じて、仲間づくりや地域とのつながりを促進し、健康寿命の延伸を目指していく中で、先進的な取組の情報収集とその展開に努めてまいります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 高齢者の生活を支える公共交通についてお伺いしていきたいと思えます。

高齢者が地域で元気に暮らし続けるためには、身近に交流や運動の場があることが重要です。幸田町では、屋内ゲートボール場や住民広場など、高齢者向けの施設が比較的に充実しており、健康づくりや社会参加に役立っています。しかし、それらの施設も行けることが前提であり、高齢者にとって移動手段の確保は大きな課題です。公共交通の利便性がなければ、施設も十分には活用できません。

こうした背景を踏まえ、屋根付きゲートボール場の現状の活用状況について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 老人クラブをはじめとするゲートボール協会に加入しているのは13チームで92人が登録しています。また、町内には17か所、17区に21面のコートがあり、ゲートボール協会に所属していない老人クラブも利用されています。

各地区での利用状況は、週2回から毎日と様々で、10人程度が集まって利用しています。屋根付きゲートボール場は、設置されている区の老人クラブ等のほか、ゲートボール協会の月例会の会場となっており、月1回、複数のチームが集まってプレーしています。

なお、過去の調査からは、延べ人数で年間約8,000人が利用していることを推計

しています。引き続き、高齢者の健康づくりと交流の場としての御活用いただきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） ゲートボール場はたくさんの方に利用させていただいていることが分かりました。

次に、高齢者の外出を支えるためには、交通手段の確保が不可欠です。現状、幸田町では、チョイソコこうたなどを含めた移動支援サービスの見直しが進められていると承知しておりますが、現状では外出機会が限られる高齢者も少なくありません。居場所へ通うにも、交通の利便性が前提となります。高齢者の外出支援や公共交通の利便性向上は健康維持、社会参加にも直結する重要な課題です。

そこでお聞きします。幸田町における現在の公共交通網の状況について、利用可能な交通手段を今後の改善方針も併せて教えてください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 公共交通網の状況でございますが、本町ではＪＲ東海道本線の相見駅、幸田駅、三ヶ根駅の３駅があり、コミュニティバスのえこたんバスを運行し、公共交通ネットワークを形成しています。このほか、デマンド型乗合送迎サービスのチョイソコこうたと藤田医科大学岡崎医療センターへの行き来を担っている藤田乗合直行タクシー、ボランティアドライバーによる坂崎コミュニティライドを導入しています。また、民間タクシー利用時の福祉タクシー利用助成事業、在宅高齢者外出支援タクシー利用助成も行っています。

えこたんバスとチョイソコこうたの運行概要ですが、えこたんバスはどなたでも利用ができる無料の路線定期運行のコミュニティバスになります。町内全域を４ルートに分け、１日６便で運行をしています。なお、午後３時から４時の一部の時間につきましては、スクールタイムとして運行をしています。

チョイソコこうたの運行概要につきましては、豊坂、深溝小学校区に在住の６５歳以上の方、または障害者手帳をお持ちの方を対象に、無料で運行している区域運行のデマンド型乗合送迎サービスとなります。

利用される方は会員登録をしていただき、利用されたい日時、来てほしい停留所、行きたい場所を電話及びインターネットで予約し、御利用をいただく乗り物となります。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） はい、分かりました。

チョイソコこうたについてお聞きしたいと思います。チョイソコこうたにおける利用実績や豊坂小学校区、深溝小学校区での利用率の違いについてありましたら教えてください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） チョイソコこうたの利用実績、利用率についてでありますけれども、令和７年度の利用状況といたしましては、７月末現在で豊坂小学校区では２８１人の方が会員登録され、８７７回利用されました。また、深溝小学校区では会員登録が２０８人で８８２回利用されています。

利用者数全体で比較いたしますと、それぞれの学区の方が約5割ずつ利用をされています。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、高齢者が実際に地域の居場所へ通う手段として、チョイソコこうたはどの程度機能していますでしょうか。課題も含め、町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） チョイソコこうたにつきましては、現時点でも午前中や午後1時、午後2時等は予約でフル稼働に近い状況にあるといえます。そのため、現状の車両台数で対象者を拡大するのには難しい状況となっております。

また、チョイソコこうたの特徴でもあります乗合機能がうまく活用できていないことがありますので、方策等を考えていきたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、高齢者から寄せられている移動手段に関する主な課題や要望についてお伺いします。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 公共交通に対する要望といたしましては、チョイソコこうたの利用範囲を町全域に拡充し、利用環境が悪化しないように台数を増加し、利用者が快適に利用できるようなとの要望を受けております。

しかし、1台車両を増加するためには年間1,600万円程度の予算を確保し、拡充を図っていく必要がございます。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 今後のえこたんバス及びチョイソコこうたの再編や拡充の方針について、町の計画を教えてください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 令和5年度に策定いたしました幸田町地域公共交通計画では、幸田町が目指す公共交通の将来像として、幸田駅、三ヶ根駅、相見駅、ハッピーネス・ヒル・幸田を交通結節点として位置づけることで、公共交通同士のアクセス性を強化し、えこたんバスを3駅や人口集積地を中心とするコンパクトなルートに再編することといたしました。

現在、チョイソコこうたを全町対象としえこたんバスを補完することで、鉄道駅や主要施設等への移動手段の確保、藤田乗合直行タクシーは、町内にない総合病院への移動手段の確保という役割分担を行う中で、えこたんバスのルートの再編を含め、公共交通全体の見直し事務を進めているところでございます。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 見直しが進んでいることが分かりました。

次に、大草・広野地区における多世代型居場所の展望についてお伺いします。

町全体で高齢化が進む中、地域のつながりや相互扶助の仕組みづくりは一層重要です。多世代が交流できる居場所は、高齢者の孤立防止や介護予防にとどまらず、子育て世代

や若者の居場所としても機能し、多世代の支え合いや地域の活力維持にもつながります。こうした拠点は、地域福祉の基盤となると同時に、災害や子育てとも連携し得る重要な取組と考えます。

そこでお聞きします。大草・広野地区での多世代交流施設、防災や子育てとの連携も含めた居場所構想について、町としてビジョンや計画があればお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 大草・広野地区では現在、高齢者生きがいセンターを同地区へ移転する計画を進めており、令和8年4月に新たな高齢者生きがいセンターとして開設する予定をしています。

当面は、高齢者生きがいセンターの移転、拡充を主とした計画を推進していく予定ですが、将来的には生きがいづくりを中心とした、福祉に関する総合的な交流施設、高齢者、就労、多世代交流、ボランティア活動、地域づくり、居場所、障害者支援、発達支援、レスパイト、防災機能等について官民連携による整備を考えていきたいと思っております。

その際の具体的な計画づくりにつきましては、今年に立ち上がりました幸田学区まちづくり研究会の意見を踏まえ、将来の事業計画につなげていきたいと考えています。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 高齢化は今後も確実に進みますが、その歩みを前向きにできるかどうかは今の私たちの選択にかかっています。日々、立ち寄れる居場所、安心して移動できる手段、世代を超えて笑顔で集える拠点は高齢者はもちろん、子育て世代や若い世代にとっても心の支えとなります。誰もが年齢を重ね、地域の中でつながりを感じ、自分らしく暮らし続けられる、そんな幸田町を未来に残すために、今の現状を見つめ、地域と行政が一体となって支え合う体制を築いていただくことを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本知帆議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時13分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、野坂純子議員の質問を許します。

3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

本町の少子化対策及び子育て支援策の一環として実施されている不妊治療費助成制度について、その現状と今後の方向性についてお聞きします。

現在、本町では一般不妊治療の人工授精を対象に、一定の条件を満たす御夫婦に対して助成制度を設けていると承知しております。特に治療開始時点で妻が43歳未満であることが要件となっており、この年齢制限により、助成対象外になっている町民の方も

おられると伺っております。昨今では晩婚化・晩産化が進み、女性の社会進出やライフスタイルの多様化に伴って、妊娠・出産の時期も従来より遅くなる傾向が顕著です。そうした社会的背景を考慮すれば、本町の制度における年齢制限の妥当性について見直しを検討する時期に来ているのではないかと感じております。

また、2022年4月から一部の不妊治療に保険が適用され、自己負担が軽減された一方で、保険適用外の治療や保険適用回数を超えた治療に対しては依然として高額な費用がかかるため、自治体独自の助成制度が極めて重要な役割を担っております。

そこで、以下の点について伺います。

まず、本町における不妊治療費助成制度の制度概要で対象年齢や助成対象の治療内容、助成金額や回数等と、これまでの申請件数や実績・運用状況について御説明ください。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 不妊治療費助成制度の概要・実績・運用状況についてでございます。

不妊治療については、令和4年4月から有効性、安全性が示された治療が保険の適用となりましたが、治療費の3割は自己負担となります。本町の不妊治療費助成は、不妊治療を受けている御夫婦の経済的な負担を軽減することを目的に、その治療に要する費用の一部を助成するものでございます。対象とする治療の範囲は、医療機関において受けた一般不妊治療であり、タイミング療法や人工授精などでございます。助成金額は、一般不妊治療にかかった自己負担額の2分の1以内で、1年度当たり上限5万円となります。助成期間は、助成を開始した治療日の属する月から継続する2年間でございます。対象者の要件は、法律上の夫婦、または事実上婚姻関係にある方であって、申請時において、いずれか一方が幸田町に住民登録があること、治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること、医療機関において一般不妊治療を受けていること、健康保険に加入していること、これら全てに該当する方としています。

これまでの実績について申請件数で申し上げます。保険適用前の令和元年度52件、令和2年度54件、令和3年度46件。この3年度間での不妊治療をされた方の助成金の平均額はお一人、約3万7,500円でございます。

保険適用後につきましては、令和4年度26件、令和5年度40件、令和6年度47件で、この3年度間での助成金の平均額はお一人、約3万2,800円でございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 制度の内容やこれまでの実績について、大変分かりやすく御説明いただき、現状を把握することができました。

では、助成によって妊娠につながった方の件数など、分かりましたら教えてください。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 不妊治療から妊娠につながった方の状況についてでございます。本町の不妊治療費の助成の申請をした方のうち、母子健康保険手帳の交付に至った方の件数にてお答えさせていただきます。

令和元年度52件中14件、令和2年度54件中17件、令和3年度46件中14件、令和4年度26件中10件、令和5年度40件中12件、令和6年度47件中22件で

ございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 母子手帳交付が年々増えていることが分かりました。ただ、制度上の年齢要件によって助成対象外の状況や事例について、町としてどの程度把握しているか。また、その中で寄せられている町民の声や課題の認識があればお示しください。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 年齢制限による助成対象外の状況把握、課題についてでございます。本町の助成事業では、不妊治療開始時に妻の年齢が43歳以上の場合には対象外となりますが、今までに治療中に年齢が助成要件を超えてしまうなどの問合せはありませんでした。

先ほどの答弁で、令和4年4月から不妊治療の一部について保険が適用されるようになったと申し上げました。保険の適用範囲は拡大され、対象となる治療法も増えましたが、治療開始時点の助成の年齢や治療内容には制限があります。不妊治療は年齢が高くなるほど出産に至る確率は低く、流産率や合併症のリスクが上昇する、そういった医学的な理由から、年齢制限と治療の回数制限が設けられています。

妊娠・出産を希望する方の中には、不妊治療や妊娠しても流産を繰り返す不妊症に悩んでいる方がおられます。数年間にわたる治療になる場合もあることから、こうした方への情報の提供方法や支援が課題であると考えております。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 不妊治療助成の対象は、1人目の子どもを希望する場合に限定されている自治体もありますが、近年では2人目、3人目以降の治療に対しても助成を認める自治体が増えています。

本町においては、2人目以降の治療も条件を満たせば助成対象となると認識していますが、2人目、3人目以降の助成で助成額の違いがあるのか、また、その周知方法について伺います。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 第2子以降の一般不妊治療についても助成の対象としておりまして、助成金額の違いは設けておりません。同じでございます。周知については広報、ホームページ、子育て応援アプリにて実施をしております。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 近隣自治体の状況では、例えば蒲郡市では年齢制限を設けず、広く支援を行っております。刈谷市では、助成対象の範囲を段階的に拡充をしています。こういった近隣市の事例が見られます。

これらの状況と比較して、本町の制度の特色や相対的な改善課題など、どのように認識をされてみえますか、お考えを伺います。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 本町の助成制度の特色と課題についてでございます。特色については、一般不妊治療において、保険適用外の診療も助成の対象としていることでございます。診療のための検査や治療効果を確認するための検査、治療の一環とし

て行われる検査のほか、院外処方による調剤費など、医師が認める一般不妊治療であれば保険適用、適用外にかかわらず助成の対象としています。

近隣市では、一般不妊治療において保険適用外の治療を対象としているのは、安城市、知立市、高浜市、みよし市、蒲郡市の5市でございます。なお、年齢制限を設けているのは、安城市、西尾市の2市でございます。不妊治療には一般不妊治療だけでなく、生殖補助医療の体外受精や顕微授精、さらに先進医療があります。これらの治療費について助成している自治体もあります。

治療には段階があります。一般不妊治療から生殖補助医療である体外受精、顕微授精の順に進んでいくケースが多いのですが、生殖補助医療につきましては年齢と治療回数に制限があり、年齢については治療開始において、女性の年齢が43歳未満であること、治療回数については1子ごとに40歳未満は6回まで、40歳以上43歳未満は1子ごとに3回までとしています。

どの不妊治療についても、医学的には高齢になるほど妊娠率が下がり、流産率が上昇するため、若い年齢層への不妊治療の認知度を上げることや性別を問わず、将来の妊娠のための健康管理を促すことが課題であると認識しています。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 今後に向けて不妊治療費助成制度の改善についてですが、年齢要件の緩和、助成対象の拡大、助成額の見直しなど、制度改善に関する検討など、見直しのお考えを伺います。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 助成制度の改善についてでございます。不妊治療において保険制度が開始されましたが、全ての不妊治療が保険の適用になったわけではなく、経済的な負担はやはり大きいと考えます。また不妊治療は、その方の年齢や疾病に応じて治療方法が異なり、経済的な負担や精神的、身体的負担が重なり、治療を受ける方が持つ悩みは様々にあると思います。

助成額の見直しについては、一般不妊治療、生殖補助医療や先進医療など、治療内容が様々にある状況で必要となる費用も異なることから、その辺りの状況を調査、研究し、子どもを授かりたいと望む方や不妊に悩む方の負担を少しでも軽減できるよう検討してまいりたいと考えます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 不妊治療は、誰もが安心して子どもを望める社会を実現する上で、非常に重要な支援領域です。国の保険適用が進んでいる今だからこそ、自治体自体の独自の助成制度の在り方が、個々の家庭にとっての希望の道を左右する大きな要素になります。本町としても、制度のはざままで苦しむ町民が生まれないよう、柔軟かつ共感を持った制度運用と改善が求められていると考えます。

ぜひ、今後の制度の充実に向けて、前向きな御検討をお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

ヤングケアラー、ビジネスケアラーの支援についてですが、まずヤングケアラー支援で、日常的に家族の世話や介護を行うヤングケアラーについて、昨年6月施行の改正、

子ども・若者育成支援推進法では、国や自治体が支援すべき対象として明文化をされました。昨年度から全市区町村での設置が努力義務となったこども家庭センターを通じ、当事者に確実な支援が行き届く環境整備が進められているところであります。

ヤングケアラーは自身を当事者として認識していない場合が多く、周囲の大人も深刻な状況に気づきにくい実態があると思われます。そこで、国は新たな支援の取組として、自治体ごとに役割を明確化しました。具体的には、市区町村が実態調査を行い、こども家庭センターから学校などの関係機関を通じてケアラー自身に気づきを与え、家族の世話を外部サービスに代替するなど、切れ目のない支援につなげています。

都道府県において、オンラインなどで個々の相談に応じ、状況や課題の整理、必要な支援に向けた市区町村への働きかけ、精神的ケアなど専門的な相談支援など、実施体制を整備、子どもや若者の複雑な心情にも十分配慮し、社会の理解を深める広報啓発に取り組むこととしています。

本町でも昨年、1年前ですが、岩本議員の一般質問で、子どもらしく生活できる環境整備について、町内のヤングケアラーの現状把握の問いに対して、今後の課題としてはヤングケアラーの実態把握であります、ヤングケアラーである児童が安心して自分のことや家族のことを話せる環境づくりが重要であり、そのためにも個人を把握する方法により、実態調査が必要であると認識していますと御答弁をいただいておりますが、その後の状況で、町内の小中高生を対象に、家族の世話をしている子どもたちの状況を把握するための調査方法についてはどのように実施をしていく予定なのか教えてください。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 現在、令和8年4月からのこども家庭センター設置に向けて体制づくりを進めておるところでありまして、ヤングケアラーの状況を把握するための調査につきましては、現段階ではまだ実施していない状況でございます。

国からは支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるため、実態調査を定期的に行うことが重要とされております。調査の必要性は認識しているところでありますが、本調査は大変デリケートな部分に踏み込むものでありますので、調査の実施に当たりましては国から示されているガイドラインや先行自治体の事例を参考に、どのような手法で、どのような調査内容がよいのか、関係機関と慎重に調整していく必要があると考えております。

こども家庭センター設置後は相談窓口等の体制を整えつつ、実態調査につきましても順次検討してまいりたいと考えます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） これまでどのようなケースで、およそ何人くらい対象者がいたのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 町内にヤングケアラーがどれくらいいるのかといった数値につきましては現状では把握しておりません。

また、こども課が行っております要保護児童への支援におきまして、初動の段階からヤングケアラーとして介入したケースは今のところございません。

一方で、要保護児童家庭の中には、兄弟の世話や家事の手伝いを行っている子供もいるため、今後、過度に世話や家事等を担う状態になっていくとヤングケアラーとなる可能性が疑われるケースもございます。そのような場合には、対象児童の年齢に応じまして、関係する各課や保育園、小中学校等と連携し、子育て世帯訪問支援事業や子育て応援家事サポート事業、障害福祉サービスの利用など、対象家庭が活用できるサービスにつなげ、家庭の負担軽減と生活環境の改善を支援しています。

また、近年の対応事例といたしまして、福祉課におきましてスクールソーシャルワーカーや学校教育課、環境課、地域包括支援センターと連携し、認知症の被介護者を施設入所につなげることでケアラーの負担を軽減するとともに、自宅の衛生面や学習スペース等、生活環境を整えたケースがあったとお聞きしております。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） ここで少し他市の取組を御紹介すると、例えば、大阪府豊中市では、ヤングケアラー専用の相談窓口の設置に加え、「ふうのひろば」という交流の場を通じて、子どもたちが安心して話せる環境がつくられています。また、ヘルパー派遣や啓発動画の活用など、支援と周知を両立させる取組が行われています。

また、神戸市の事例では、町内にヤングケアラー支援プロジェクトチームを設置し、多くの職種連携による支援体制を構築しています。専門職による相談窓口の設置や支援者向け窓口も併設し、細やかな対応が可能になっています。

再度、ヤングケアラーは幾つかの特有の課題に直面しています。例えば、家族の世話に多くの時間を割くことで、休息や遊びの時間の不足によって、慢性的なストレスや疲労がたまります。うつや不安障害、自傷行為に至るケースも報告されています。睡眠不足や家事の偏りなど、健康への影響が蓄積されて、身体的に不調になる場合もあります。遅刻・欠席が増え、成績低下や進学断念につながるケースもあります。家族のケアを優先するため、希望する進路を諦めざるを得ない場合もあります。部活や遊びの時間が取れず、孤立感を深め、友人関係の希薄化などが原因で不登校にもつながります。家族のことだから、誰に相談すればいいか分からないといった理由で、悩みを抱え込む傾向があり、相談の困難さも注意すべき点です。将来への不安や家庭内の問題が表面化しにくく、支援制度にアクセスできないことが多いという、支援の届きにくさが考えられます。本人や周囲がヤングケアラーという概念を知らず、支援につながらないという制度の認知不足はとても残念な場合です。

そこで、昨年の御答弁の中に、こども家庭センターの開設と重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行っていただき、進んでいると思われませんが、その後の状況で、教育、福祉関係者が連携し、支援が必要な家庭に対して、現状はどのような連携をされているのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） ヤングケアラーの現状における支援につきましては、被介護者の支援とケアを担う子どもの支援を一体的に実施するため、重層的支援体制整備事業での対応の一つとして、町内関係部署及び外部の関係機関との協議を行うなど、情報共有、連携を図っています。各ケースに応じ、地域包括支援センターや基幹

相談支援センター等と連携し、対象児やその世帯、関係者の状況を把握することによって、支援に必要な福祉サービス、施設利用等につなげ、その家族を含めた児童等の負担軽減に努めています。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 支援が必要な家庭を把握した場合にはつきましても、関係部署機関と連携を図りまして、適切な相談窓口へつなげたり、必要なサービスを受けられるよう支援を行っております。

また、要保護児童対策実務者会議や合同ケース会議、必要に応じましてケース検討会議を開催し、関係部署、機関との情報共有や対応策の検討を行っておりでございます。

○議長（廣野房男君） 3 番、野坂議員。

○3 番（野坂純子君） 教育福祉関係者が連携し、重層的に支援を進めていただいていることが分かりました。引き続き、現場に即したきめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

支援を自治体の努力義務としたことで、各地での取組も拡大しているようですが、岐阜県各務原市ではヤングケアラーの方が抱える悩みを気軽に相談できる窓口として、LINE相談窓口を開設されました。家族や学校のことで少しでも気になることがあれば相談してみませんか、市の相談員から連絡しますよと、相談できる窓口の設置をしているとのことですが、こども家庭センターができて、今後はどのように進んでいくのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） ヤングケアラーである子どもたちが抱える悩みにつきましては、今後、こども家庭センターが相談窓口となりまして、子どもたちの話を丁寧に聞き、情報を収集し、関係機関と連携しながら対応していくことになると考えております。

また、子どもたちが相談しやすい、そういった窓口とするため、LINE等SNSの活用につきましても今後検討してまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 3 番、野坂議員。

○3 番（野坂純子君） 国の2024年度予算でも、ヤングケアラー支援として相談体制の強化が盛り込まれました。しかし、依然として地域による支援のばらつきもあるのも事実です。ヤングケアラーへの支援を広げていくことは、みんながちょっとずつ気にかけて、安心して暮らせるまちにつながっていくと思います。誰かのそばにそっと寄り添える、そんな優しいまちをつくっていくために、今できることから少しずつ取り組んでいただけたらと考えています。

次に、ビジネスケアラーの支援について伺いたいと思いますが、働きながら家族の介護を行うというビジネスケアラーですが、今年は団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者になるなど、今後さらに増えることが見込まれます。経済産業省では、超高齢社会の日本において、仕事をしながら家族の介護に従事する、いわゆるビジネスケアラーの数はピークを迎える2030年時点で約318万人になると推計されており、労働力人口

の減少などに直面する我が国では、極めて重要な課題となります。また、介護発生による労働者の生産性低下などが日本全体に与える経済的損失額は2030年時点で約9兆円と推計されており、政府としても喫緊の対応が必要となっています。家族の介護は多くの人にとって起こり得る可能性があることであります。

以前、町民の方から御相談を受けたのですが、息子さんが県外の遠方に住んでおり、高齢のお父さんが幸田町で一人で暮らしています。最近、お父さんの様子に変化が見られ、物忘れがひどく、家に戻れないときもあるようになりました。しかし、まだ介護保険の認定は受けておらず、正式な支援体制は整っていません。息子さんは県外の遠方なので、仕事の都合で頻繁に幸田町へ帰ることができません。お父さんの安全や今後の生活が心配で、仕事を辞めて介護に専念すべきかと悩んでいました。どこに相談すればいいのか、どのような支援が受けられるのかも分からず、不安を抱えたまま時間が過ぎてしまいました。まさにビジネスケアラーですが、そのとき幸田町の包括支援センターに相談をさせてもらい、いろいろと助けていただき、何とかお仕事は続けられています。誰にとっても起こり得ることですが、幸田町職員向けの介護休暇制度の場合でお聞きしますが、幸田町職員向けの介護休暇制度は整っているのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 介護に関する制度といたしましては、主に介護休暇、介護時間、短期介護休暇の3種類がございます。これらは全て国の制度に準じておるところでございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 要介護状態の家族を介護する必要がある職員はどのくらいいるのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 今現在は、介護に関する休暇の制度を利用して家族を介護しておる職員はいないというところでございます。しかしながら、過去にはこの制度を利用した実績はございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 対象となる家族をお聞きします。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹など、いわゆる2親等以内に当たる家族は同居、別居にかかわらず対象になります。そのほか、同居している家族についても対象になる場合がございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 取得可能期間や1日単位や時間単位での取得も可能でしょうか。また、給与の取扱いも含めてお聞きいたします。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 取得可能期間につきましては、介護時間については30分単位で1日最大2時間。介護休暇、短期介護休暇については1日または1時間単位での取得が可能となっております。

給与の扱いにつきましては、介護休暇と介護時間につきましては無給になっております。特別休暇の一つであります短期介護休暇については有休ということでございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 介護休暇は取りづらかったりする場合もありますが、取りやすくする工夫をどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 仕事と介護の両立支援に関する冊子を作成し、40歳に達する職員に対して介護に関する制度の周知をしていきます。また、家族の介護を必要とする状況に至った職員に対しましては、介護に関する制度の利用の有無についての意向確認を行っていきます。また、介護に関する制度の請求に当たっては、その職員が不利益な取扱いを受けることがないよう配慮をしていくところでございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 高齢化が進む現代社会において、家族の介護は誰にとっても身近な課題となりつつあります。そんな中、介護休暇制度の整備に積極的に取り組む自治体の姿勢は、まさに地域社会の未来を見据えた温かな配慮だと思います。介護を必要とする家族を支えるためには、時間的、精神的な余裕が不可欠です。自治体が制度として介護休暇を認め、取得しやすい環境を整えることで、働く人々は安心して家族のケアに向き合うことができます。これは単なる福利厚生の実現にとどまらず、人を大切にする社会の現実に向けた大きな一歩です。

また、こうした制度は介護を理由に離職せざるを得ない状況を防ぎ、地域の労働力を守るという意味でも重要です。働きながら介護を続けられる仕組みがあることで、個人の生活の質が保たれ、地域全体の活力にもつながります。

介護休暇制度を真剣に考え、実際に形にしていく自治体の姿勢は、住民一人一人の人生に寄り添う誠実な姿勢の表れです。こうした取組が広がっていくことを心から願うとともに、既に実践している自治体には深い敬意を表したいと思います。

それで、次の質問に移ります。自転車の交通安全指導強化についてお聞きします。

令和6年11月1日より改正道路交通法が実施され、自転車の走行中における携帯電話の使用、いわゆるながら運転及び酒気帯び運転に対する罰則が強化されることとなりました。これは自転車事故の防止を目的とした重要な法改正であり、自転車利用者に対するルールの周知、啓発の必要性がより一層高まっていると認識しております。ながら運転とは、運転中にスマートフォンで通話をしたり画面を注視しながら走行する行為を指し、これまでの罰則は5万円以下の罰金でしたが、今回の法改正により、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金に引き上げられました。

さらに、事故などを引き起こした場合には、1年以下の懲役または30万円以下の罰金と非常に重い処罰が科されることとなります。加えて、14歳以上で違反を繰り返した場合には交通違反講習の受講が義務づけられ、2026年5月までには16歳以上対象で、自転車の交通違反に対する青切符制度（反則金制度）も導入される予定です。

特に自転車事故をながらスマホで起こすケースは10代の若者が最も多く、続いて20代、30代と若年層に偏っている現状がございます。

そこでお尋ねします。本町において、この法改正の自転車の走行中のながら運転など罰則強化を含め、周知、啓発活動はどのようにしていくのでしょうか。具体的に罰則強化に関する周知用チラシやポスターの作成、配布といった取組の考えをお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 令和8年4月施行予定の道路交通法の改正につきましては、現状、違反内容や反則金等の詳細について公表はまだされておりません。詳細が公表されましたら、町のホームページや広報こうたなどで周知を行う予定であります。

また、警察等が作成するチラシ等を活用し、幸田高校への配布や各駅の駐輪場へのチラシの掲示などにより、啓発を行う予定でございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 若年層への事故防止対策として、児童生徒に対しての交通ルールの教育や啓発は学校現場でどのように行っておられるのか、現状をお伺いします。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 毎年、各小学校におきまして交通安全教室を実施しております。防災安全課に依頼をさせていただき、岡崎警察署、交通指導員、町の職員の方々に教室を開催していただいております。今後につきましても引き続き実施していく予定でございますが、令和7年度におきましては歩行訓練、自転車訓練や交通安全の講話などを行っております。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 児童・生徒をはじめ、全ての住民が自転車も車の仲間であるという意識をしっかりと持てるよう、ルールの周知を一層強化していただきたいと思います。過去には、高校生の運転する自転車と散歩中の高齢者が衝突し、高齢者が亡くなるという痛ましい事故が発生しております。日常の中でも、町中でスマートフォンを操作しながら運転する姿を見かけることもあります。自転車は誰でも気軽に乗ることができる交通手段である一方で、道路交通法では軽車両、車の一種として明確に位置づけられております。

そこで、高齢者に対しても事故防止対策としての啓発はどのように行っておられるのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 高齢者に対しての事故防止対策、交通安全に関する啓発活動としましては、岡崎警察署と連携し、老人福祉センターで定期的に交通講話を実施しております。今後も本事業を継続して行う予定でありますので、法改正等があれば、講話の中で周知してまいります。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） さらに本町には外国籍の住民も多く暮らしており、自転車を移動手段として利用している姿もよく見受けられます。言語や文化の違いがある中で、外国の方に対しての交通ルールの周知はどのように行っているのか併せてお聞きしたいのですが、本町では外国籍の方も多く生活されており、仕事や生活のために自転車を利用する

場面が多く見受けられます。外国人住民に対して交通ルール、特にながら運転や酒気帯び運転の危険性、罰則について、どのように周知をされているのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 過去において、交通安全の周知は特に行っておりませんでした。今回大きく法律が改正されますので、幸田町国際交流協会が開催されている日本語サロンなどの外国籍の方が多く集まる場所を利用し、情報提供を行いたいと考えております。

また、あわせて、外国籍の方を雇用されている企業へ情報提供をしてまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 3 番、野坂議員。

○3 番（野坂純子君） 多言語によるパンフレットや案内資料の作成とか配布の考えもお伺いします。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 町独自で作成する予定はございませんが、警察や県等が作成している配布用チラシで外国籍の方向けのものがあれば、活用していきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 3 番、野坂議員。

○3 番（野坂純子君） また、外国人が集まる場で、技能実習生の職場とか地域の日本語教室、地域行事などでの周知活動は行われているのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 外国籍の方が集まる場で交通安全に関する周知を行ったことはございませんが、防災に関する情報提供やごみの出し方などの説明は各所管課に実施していただいたことがありますので、交通安全に対しても国際交流協会、防災安全課へ相談する中で、対応方法を考えてまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 3 番、野坂議員。

○3 番（野坂純子君） 御答弁を伺い、これまで交通安全に関しては十分な周知がなされていなかったという現状を示していただいたこと。また、今後は国際交流協会や企業などを通じて、外国籍住民の方々へ情報提供を検討されているとの方向性を示されたことを大変心強く感じました。一方で、防災やごみ出しのルールと同様に、交通安全も生活に直結する大切な分野でありますので、ぜひ、関係課と連携し、外国籍の方が日常的に集まる場を活用した周知を積極的に進めていただけたらと思います。

交通安全は全ての町民に共通のテーマであり、文化や言語にかかわらず、誰もが理解しやすくなるような取組が重要であると考えます。自転車は手軽で便利な移動手段でありながら、特に重大な事故を引き起こすこともあります。特に若者や外国人住民に向けた啓発活動の徹底は、事故防止の観点から極めて重要です。本町として、地域全体で安全意識を高めていく体制づくりに引き続き御尽力いただけますようお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（廣野房男君） 3 番、野坂純子議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、都築幸夫議員の質問を許します。

15番、都築議員。

○15番（都築幸夫君） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

役場周辺の3ため池の防災対策を問うというテーマで質問いたします。

パネル1を御覧ください。幸田町中心部の幸田町役場の周りには保健センター、中央公園、中央公民館、幸田中学校など公共施設が集まっています。こういった公共施設などの間に三つのため池が連なって存在しております。幸田中学校のすぐ上に新堤池、その下のかぎ堤池、そしてさらにその下の役場横の大山池であります。以後、この三つのため池を3ため池と呼びます。

これら3ため池は市街化区域内にありまして、南海トラフのような大地震や線状降水帯による大雨で堤防が決壊いたしますと、この役場周辺の公共施設や下流域の住宅で大変な被害が想定されます。

3ため池は防災重点ため池であることから、昨年9月議会で私はこの3ため池の防災対策の必要性について一般質問をしました。最近になりまして、この3ため池の受益地が市街化区域内にあるという理由で、3ため池の防災対策に国の助成が得られないということが判明いたしました。3ため池は市街化区域内にありますので、ため池の下流域には住民が多く住んでいます。災害対策が必要なため池であります。住民の命と財産を守るために、3ため池の防災対策について質問してまいります。

最初の質問であります。浸水区域に家屋や公共施設などが存在して、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池といいますが、本町の防災重点ため池の耐震化と耐豪雨化の取組について伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 町内には農業用ため池が55池ございまして、うち防災重点農業用ため池が46池となっております。その46池のうち、かぎ堤池をはじめ、耐震性が不足するため池が21池あります。豪雨時には多くのため池が能力不足となっております。

そこで、平成29年度から順次、県営事業により改修を進めておるところであります。現在、46池のうち13池に着手をしております、うち8池が完了をしている状況であります。

なお、今後も引き続き愛知県に対しまして改修を要望していく所存であります。

○議長（廣野房男君） 15番、都築議員。

○15番（都築幸夫君） 分かりました。今、改修をどんどん進めていっておるということでございます。

町内の防災重点ため池、46池あるうちですね、遠望峰山の麓に不動ヶ池というため

池がありますが、これは貯水量が21万7,900立方メートルで、大変大きな農業用ため池でございます。今回取り上げた、この3ため池の水源にもなっているため池でございます。

令和7年3月末現在、最新であります今年の3月ですけども、愛知県ため池データベースを見ますと、不動ヶ池は劣化対策と豪雨対策が必要ということになっております。幸田町のホームページにあります、ため池ハザードマップを見ますと、もしも不動ヶ池が決壊いたしますと、荻区、芦谷区、横落区、岩堀区のこの広い範囲にわたって大変な被害が発生するということが想定されます。早急に改修が必要かと思われませんが、不動ヶ池の劣化対策、豪雨対策の内容と今後の改修計画について、どのようになっているのか伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 不動ヶ池の劣化状況評価といたしましては、致命的な損傷ではない陥没などの堤体の変状、それから堤体等からの堤体下流斜面の水のにじみなどによる漏水、さらには洪水吐の目地などの変状や斜樋の境界部分の変状等が確認をされております。したがって現在、経過観察などを行っている状況であります。

なお、豪雨対策といたしましては三つの指標がございまして、まず一つ目としましては、200年確率洪水流量、これは確率的に200年に1回起こると推定される流量であります。

次に二つ目としましては、観測または洪水痕跡などから推定される既往最大洪水流量。最後、三つ目としましては、気象・水象条件の類似する近傍流域におけます水象または気象の観測結果から推定される最大洪水流量、以上、三つの中で最も大きい流量の20%の余裕を見込んだ流量が既設洪水吐水施設で、排水可能であるかどうかを確認したものとっております。その結果、現在の洪水吐の排水能力では能力が不足が確認されたものとなっております。

現在のところ、不動ヶ池の劣化対策、豪雨対策についての詳細調査や設計等は行っておりませんので、改修内容はまだ決まっていないわけであります。したがって、早急に改修整備がなされるよう、愛知県等関係機関と調整してまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 15番、都築議員。

○15番（都築幸夫君） 早急に改修、整備されるように県に働きかけていただくようお願いいたします。

私、昨年9月議会で先ほど申しましたけども、3ため池の防災対策の必要性を訴え、一般質問をいたしました。そのときの環境経済部長の答弁であります。かぎ堤については耐震性が不足している結果となっており、越水の実績もあることなどから、新耐震洪水被害防止対策の事業を令和9年度に事業採択していけるように、農林水産事務所と調整を図っているところであるという回答をいただきました。

3ため池の耐震化、耐豪雨化について、令和9年度事業採択に向けてのその後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 令和6年度に3ため池を対象に町単独事業におきまして、

ため池の受益地や集水域の確認、洪水吐の調査などの基礎調査を実施をしております。調査結果としましては、3池の洪水吐施設の排水能力は確率的に200年に1回起こると推定される流量、いわゆる200年確率洪水流量ではいずれも不足をしておりました。また、3ため池の下流水路の排水能力につきましても、確率的に100年に1回起こると推定される流量、いわゆる100年確率洪水流量では不足していることが判明をしております。

そこで、調査結果を基に愛知県と調査をした結果、県営事業としての事業採択要件の一つである、ため池の受益地、こちらは用水を使う農地であります。この受益地が農振農用地であることが満たせないことにより、令和9年度の県営事業として耐震化及び耐豪雨化は事業採択できない状況であるということでございました。

○議長（廣野房男君） 15番、都築議員。

○15番（都築幸夫君） 分かりました。今言われた調査結果の内容を確認いたしますと、200年確率洪水流量はいずれも不足しているということで、100年確率洪水流量は3ため池は下流水路の排水能力が不足しているということ。それと、受益地が農振農用地にないという理由で耐震化、耐豪雨化の事業採択ができないという、この二点であります。

しかし、住民を守るためには、ため池の防災対策をしなくてはなりません。パネル2を御覧ください。一昨年6月の台風2号に伴う線状降水帯による、これは100年確率洪水水量相当の豪雨でございましたけども、この豪雨では二つ目のかぎ堤池から中央公園に越水しまして、すぐ下の中央公民館の駐車場に滝のように大量に水が流れ落ちました。そして、駐車場からあふれた水は、その下の菱池交差点に流れ込みました。

菱池交差点やその前の住宅など、被害はあったのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 昨年の9月の一般質問でも触れておるわけですが、令和5年6月2日の豪雨におきまして、かぎ堤池の越水に伴う被害については、本町が把握する範囲では住民被害はなかったと認識をしております。

○議長（廣野房男君） 15番、都築議員。

○15番（都築幸夫君） 本町の把握では、住民被害がなかったということであります。

3ため池は過去の大雨でも、このかぎ堤池だけが越水しております。かぎ堤池には隣の幸田中学校の運動場に降った雨水がこのかぎ堤池に排出されるということと、それから中央公園に降った雨水も、ある領域の水がこのかぎ堤池に排出されます。短時間に大量の雨が降りますと、かぎ堤池にはこうした周りからの水が入ってきますので増水し、越水することになります。

かぎ堤池の豪雨時の越水対策をどのように進めるのか、お伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） かぎ堤池につきましましては、耐震性が不足している結果となっております。また越水の実績もあることなどから、令和6年度に3池を対象に町単独事業におきまして、ため池の受益地や集水区域の確認、洪水吐の調査など、基礎調査を

実施をしております。

調査の結果、先ほど申しましたとおり、三つのため池の下流水路の排水能力について、100年確率洪水流量では不足していることが判明をしております。

一方で、5年確率相当の降雨には耐えられる状況でありました。そこで、既存の排水ルート以外の排水方法はないか、検討していきたいと考えております。

また、一案ではあるんですが、かぎ堤池の上流側に当たる新堤池に切りかけを設置しまして水位を事前に下げておき、降雨時に貯留できるような対策ができないかも管理者と協議していきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 15番、都築議員。

○15番（都築幸夫君） 今、部長言われた低水管理ですと、この4月から10月にかけての受益期間中は水田に水が要するというので、受益者に不都合が生ずるということと、それと、このパネル1で見ていただいたように、三つのため池がこれヒューム管で実はつながっているわけでありまして、したがって、このため池の水の管理というのが、管理しようとするとなると大変難しくなっております。

そこで、この3ため池のかぎ堤の豪雨時の越水対策を考えてみます。もう一度、パネル2を御覧ください。一昨年6月2日のこれは100年確率洪水流量の大雨でありましたが、この二つ目のかぎ堤池から越水して、すぐ下の中央公園の駐車場に滝のように水が流れ落ちたということで、パネル2の写真2を御覧いただくと、駐車場に車が止まっておるんですが、前輪ホイールの一部まで水没しておるわけでありまして。これから見ると、駐車場は水深大体15センチほど水が浸かっているというふうに読み取れます。そして、駐車場からあふれ出た水は、その下の菱池交差点に流れ出たわけでありまして。

先ほどの報告では、菱池交差点前では住民被害はなかったという報告でありました。これはどういうことかということを整理してみますと、かぎ堤池から越水した水は駐車場に滝のように大量に流れ落ちて、公民館の駐車場は15センチほど浸水したと、菱池交差点に流れ出したわけですが、このときに駐車場が調整池として機能して排水が抑制されたことによって、水が一気に菱池交差点に流れ出さなかったということで、菱池交差点周辺地域の災害の発生を防ぐことができたんだと私は考えております。

こういった事実から、100年確率洪水流量、一昨年の6月2日ですね、こういったような大雨時に発生するかぎ堤池越水による防災対策として、中央公民館駐車場の大雨時の調整池としての機能を積極的に活用するのはどうでしょうかという提案でございます。その場合に、こういった事実があったことを駐車場利用者、そして地域住民に周知して安心感を持ってもらうことが重要かと考えます。駐車場利用者などにこういったことを周知するよう、看板などの設置をしたらどうでしょうか。以上、提案いたしますが、町の考えについてお伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 御指摘の駐車場を調整池として活用する件につきましては、豪雨時の排水対策の一手法として効果が期待できるものと認識はしております。

しかしながら、技術面におきまして、駐車場の大規模な掘削や改修が必要となることや、財政面におきましても施設整備には多額の費用を要すること。また、維持管理費用

が継続的に必要となるなど、現時点では中央公民館駐車場に調整池を整備するというハード整備は困難であると考えております。

一方でソフト的な対策としましては、令和5年6月2日の豪雨時におきまして、中央公民館駐車場の現況地盤面や排水先の状況等により、結果的に調整池のような機能があることも実証されている状況であります。

したがいまして、豪雨時には一定の浸水が発生する可能性があることを前提としまして、駐車場利用者などへの周知を行うこととした上で、調整池としての運用も考えられます。豪雨時には一定の浸水が発生し、冠水する可能性がある旨の注意喚起看板などの設置をはじめ、ため池の管理者である土地改良区とソフト対策を検討していきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 15番、都築議員。

○15番（都築幸夫君） 豪雨時の中央公民館駐車場の調整池としての運用、そして注意喚起看板などの設置など、ソフト対策の検討をよろしくお願いいたします。

幸田町全体の視点からの質問となりますけれども、岡崎市では雨水流出抑制のため、排水調整施設設置基準が定められてまして、駐車場や広場などを貯留施設として活用する制度がございます。大型スーパーや工場などの民間施設の駐車場で利用されています。パネル3を御覧ください。岡崎市福岡町の大型スーパーの駐車場の事例であります。ふだんは駐車場ですが、大雨時には排水調整池になります。大雨が降った場合に、広い駐車場に水深10センチほどまで水が浸かりまして、徐々に排水する調整池となるように設計されています。隣接する県道衣浦・岡崎線が冠水しないように、また近くを流れる砂川が急激に増水しないように働きます。こういったことが駐車場利用者に分かるように、駐車場内の複数箇所に立て看板が設置されております。

近年、幸田町では都市化の進行に伴いまして、線状降水帯などによる大雨によって河川の増水や道路の冠水による被害が発生しております。こういった状況から、幸田町でも岡崎市を参考にしながら、駐車場や広場などの雨水流出を抑制する制度を進めたらどうでしょうか。これについてお伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 岡崎市では一定規模以上の開発に際し、周辺住民への説明義務を課す条例を定めており、その目的を果たすための一つの要件としまして、水田が転用されることなどにより雨水排水量が増加する場合には、排水施設の設置を指導できるという内容になってございます。また、そもそも論ではございますが、開発行為の許可権者につきましては、岡崎市は市が許可権者であるため、いろいろな判断基準を市条例で整備されておられます。

一方、幸田町につきましては許可権者が愛知県でありますので、県の基準に従う必要がございます。したがいまして、幸田町といたしましては今後も引き続き、県基準に基づいた指導を継続してまいります。なお、排水施設に関しましては、岡崎市基準のほうがより小さい規模の開発であっても一定の施設の設置を求められているところではありますが、県基準においても、一定規模の開発には調整池の設置が求められており、幸田町といたしましても当然その基準に沿った対応をしているところでございます。

○議長（廣野房男君） 15番、都築議員。

○15番（都築幸夫君） 幸田町では、岡崎市のような雨水流出抑制のための制度は難しいという、理解いたしました。

次に、3ため池の耐震化についてお伺いいたします。

3ため池は浸水区域に家屋や公共施設などがあり、人的被害を与えるおそれのあるため池で、耐震化が必要なため池であります。現在のところ、この3ため池のうち、かぎ堤だけが耐震化を満足しておりません。

今後、どう進めるのか考えをお伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 調査結果を基に愛知県と調整した結果、県営事業としての事業採択の要件の一つである、ため池の受益地、いわゆる用水を使う農地が農振農用地であることが満たせないことによりまして、県営事業として耐震化及び豪雨対策が令和9年度の事業に採択されていない状況であります。

したがいまして、常時水位を下げておく低水管理や、豪雨時にため池が満水とならないような構造対策などを検討していきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 15番、都築議員。

○15番（都築幸夫君） 分かりました。先ほど申しましたように、ため池がつながっているということもあって非常に管理が難しいということもありますけども、その辺も考慮して進めていきたいと思えます。

今後ですけども、市街化区域内にある防災重点ため池は住民の安全安心を考えますと、受益がなくなれば廃池すべきと考えます。10年先、20年先か分かりませんが、将来、受益がなくなった時点で廃池を進めていただくようお願いしたいと思えます。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員の言われますとおり、ため池の受益がなくなりまして廃池という方針となりましたら、愛知県ははじめ関係機関と協議し、最良な方向性を考えていきたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 15番、都築議員。

○15番（都築幸夫君） よろしくお伺いいたします。

次の質問ですが、3ため池の上流域で荻谷区画整理事業が令和7年度に事業開始し、令和15年度に完了という計画で進められるというふうに聞いております。

荻谷区画整理事業が完成しますと、それまで荻谷の区画整理予定地内を通過して、この3ため池、下流の3ため池に水が入ってきたわけですが、その水の流れはどうなるのか、お伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 荻谷地区の土地区画整理事業では、地区外の雨水は従来どおり地区外に流すため、区画整理区域内の道路の下にバイパス管を設けます。

地区内に降った雨水につきましては、地区内に新設をする調整池に一旦集め、時間調整を行った後に下流へ流す計画となっております。

また、土地改良関係の資料から、この3ため池の上流の流域面積は約47.5ヘクタ

ールと聞いております。その流域内に荻谷地区の土地区画整理事業の区域１４．８ヘクタールが全て含まれていることから、４７．５ヘクタールの上流区域内の１４．８ヘクタール分が減少することとなりますので、その分の雨水量も減少することとなります。

なお、１４．８ヘクタール分につきましては、区画整理区域内の調整池に集めた後は前田川に直接排出する計画となっております。

○議長（廣野房男君） １５番、都築議員。

○１５番（都築幸夫君） 分かりました。区画整理事業が完成しますと、区画整理内に降った雨水は、区画整理内の調整池のほうに流れるので、３ため池に入る水はその分だけ減るということで理解いたしました。

区画整理地区内に降った雨水は調整池に集められた後、前田川に排出されるということとであります。荻谷の区画整理の面積は今話がありましたが１４．８ヘクタールという大きいので、この大変大きな大量の、大きな水の量になると思います。調整池に入った雨水の排出がうまくできないと、前田川の水位が上昇してしまいます。最近の前田川ですが、大雨が降ると水位がかなり上昇いたします。一昨年令和５年６月２日の１００年確率洪水流量の豪雨のときは、広田川合流点近くのＪＲの鉄橋や芦谷・高力線にかかる橋の欄干にほぼ接触するまで水位が上昇しております。前田川の西側は堤防に隣接した低い位置に多くの住宅がありまして、堤防が越水しますと、すぐに災害に結びつきます。

荻谷区画整理内の雨水は、区画整理内の調整池に入り、放出量を調整しながら前田川に流れ込みますが、１００年確率洪水流量、２００年確率洪水流量の雨が降りますと、雨水が調整しきれずに前田川が氾濫してしまうじゃないかなというような心配があるんですが、この辺どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 土地区画整理事業では水田の転用により、失われる雨水調整機能の代わりとなる調整池の設置が必要となっております。県の土地区画整理事業における調整池設置指導基準において、二つの要件を満たす容量の調整池の設置が求められております。少し専門的な内容になって恐縮でございますが、一つは確率降雨強度に係る設計方法といたしまして、３０年に一度の降雨に対し、転用前と同等の流出量に調整できる容量とすること。もう一つは同じく、３年に一度の降雨に対し、下流河川の現状流下能力に見合う容量とすることとあります。

こうした要件を満たすように設計をする当該地区の調整池でありますけども、下流側の氾濫の心配については二つ目の要件を満たすための設計をする中で、下流側河川で最も負担がかかる地点は前田川の区間ではなく、前田川の合流先である広田川の菱池遊水地よりさらに下流の地点であるということが分かっており、当然そのいわゆる河川下流のネック点においても流下能力を確保した計画となっております。

議員の言われる、いわゆる１００年一、２００年一の計画降水量ではとの御質問に至る思いといたしましては、近年のような異常降雨でも前田川は大丈夫かと、そういったことかと御推察をいたします。

これにつきましては、区画整理云々ではなく、いかに前田川の水を広田川へ流入させ

るか。いかに広田川の水を下流へ流すかにかかっております。そのために現在、愛知県において広田川の河道拡幅や菱池遊水地の整備を令和8年度の完成を目指し、岡崎市や西尾市への効果も及ぶ広域的な治水対策として進めているところでございます。

事業はこれまで順調に進んでいると承知をしておりますけども、幸田町にとっても広田川とその支流、支線の流域にある住宅地の排水性能の向上を期待する重要な事業でもありますので、引き続き事業推進に向けた県要望を継続するなど、計画どおりの完成に向けて、しっかりと働きかけていきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 15番、都築議員。

○15番（都築幸夫君） 広田川の河道拡幅、そして菱池遊水地の整備によって、前田川の流れを改善することによって対策していくということで理解いたしました。

最近では地球温暖化のせいだと思いますけども、線状降水帯などによる大雨被害が全国各地で頻繁に発生しております。今年の7月、8月でも、九州や関東、北陸、それから東北の各所で1時間100ミリの、そういったレベルの大雨が降っております。大雨の量も大雨が降る頻度も年々厳しい方向にレベルアップしております。

幸田町の過去の大雨による水害を見えますと、平成12年、東海豪雨では最大雨量73ミリで、これは100年確率洪水流量の相当でございます。

次の大雨の被害が、8年後の平成20年8月豪雨で、最大雨量116ミリ、総雨量404ミリで、これは200年確率洪水流量であります。そして、その次が15年後、これが一昨年の令和5年6月豪雨でございまして、最大雨量が51.5ミリ、総雨量320ミリということで、これは100年確率洪水流量であります。

以上から、この25年間で100年確率洪水流量以上の豪雨が3回、幸田町にやってきました。100年に1回じゃなくて、200年に1回っていうんじゃないくて、かなり頻繁にこういったレベルの現在は豪雨がやってきました。

荻谷区画整理事業は、今説明がありましたけども、30年確率洪水流量で設計されてはいますけども、広田川の河道拡幅や菱池遊水地頼みで本当に大丈夫なんでしょうか。近年、幸田町では今説明しましたように、100年確率洪水流量レベルの豪雨が大体10年に1回、今やってくることを考えますと、この荻谷区画整理事業、本当に大丈夫かなということで、100年確率水量レベルまで含めた対応が、その辺まで対応して確認していく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですが、この辺のことをしっかり検討していただいて、前田川が氾濫しないように、3ため池、そして荻谷区画整理地区の豪雨対策をしっかりと進めていただくようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 議員言われる確率降雨量ですね、こういったものを基に施設の整備、計画の策定に係る議論をする場合には、どうしても数字上の包括的な理想論と様々な要因からなる個別の現実論との壁をどう考えるかというお話になります。理想論を追求した場合、そういった施設計画となれば、万事に安心となるかもしれませんが、その数字もまた今現在の想定であります。未来永劫に絶対大丈夫とは言い切れないものでございます。

具体的に荻谷地区の土地区画整理事業を考えた場合、事業面積は前田川に流入する区域全体から見ても比較的小さな範囲であり、もし想定最大で計画した施設を整備をしようとした場合には、膨大な建設用地の確保や莫大な建設費用の投資が必要となるなど、様々な大きな現実的課題が発生してまいります。

そのような中、土地区画整理事業、特に当該地区のように組合施行による区画整理事業につきましては、事業費の8割から9割ほどを地権者の方たちが御自身の土地を減歩、面積を減らして資金を賄うこととなり、そのような事情からも県の示す基準を超えるような調整池の整備については、現実的には非常に高いハードルとなります。

今回、議員が着目をされた3ため池、そして荻谷地区の土地区画整理事業、さらには国道248号の東側で計画をされております土地改良事業となります圃場整備事業につきましては、いずれも前田川が排水先となります。そのため、先ほどの答弁と重複する部分がございますが、前田川の上流部に当たるそれぞれの事業において、基準や指導に基づく設計計画、設備の整備等を確実に実施し、下流部においては前田川の合流先である広田川の河道の拡幅及び菱池遊水地の整備により、前田川の水位の上昇を抑制する、さらには前田川の水位を下げるといったことにつながる事業を早急に進めていくことが最も重要であると考えております。

令和8年度の完成を目指して鋭意進められております菱池遊水地の整備と、同地点までの広田川の改修につきましては、地域の最重要治水事業として位置づけ、事業を確実に推進しながら、さらに遊水地まで整備された後の広田川につきましては、企業団地やJR幸田駅の西口などがある河川上流に向かって、引き続き改修事業を継続して実施するよう、県に対しまして強く要望しながら、支川を含めた広田川の流域全体の治水対策をしっかりと進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 15番、都築幸夫議員の質問は終わりました。

ここで昼食のため休憩とします。

午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、長谷川進議員の質問を許します。

5番、長谷川議員。

○5番（長谷川進君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い順次進めさせていただきます。

幸田町における巨大地震の耐震対応についてお話しさせていただきます。

専門家は、今後30年以内に80%以上の確率で巨大地震が発生すると、何度となく予測報道しています。能登半島地震、東日本大震災、熊本地震、阪神大震災といった過去の大地震を振り返っても、大地震がいかに無差別かつ予測不能であったかを多くの人は感じ取っているのではないのでしょうか。

これらの大災害は、どの地域でも、いつでも起こり得る状況ではないのでしょうか。

地震によって家族を失うということは計り知れない心の傷を伴います。多くの貴い命が建物倒壊という、ある意味で防ぐことのできた悲劇によって失われたともいわれています。建物倒壊の未然防止ができていたら、そして家族が安全な場所に避難できていればと、反省の念に苛まれる人も多かったと思います。そして、多くの命が救われたと思います。皆さんの家族を守るために、幸田町での大地震による建物倒壊の防止施策を具体的に確認したいと、町民の声も多く出ています。

そこで質問させていただきます。幸田町内の住宅耐震は万全か確認させていただきます。町内の住宅全戸に対して、町は耐震に対する町民への指導を実施していると思いますが、具体的にどのようなサポートをして、耐震診断受診率向上と耐震工事実施率向上を図っているのか、どのような状況であるかを確認させていただきます。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 本町では、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅に対する耐震診断は無料となっております。診断の結果、改修が必要となった場合の耐震改修工事に対しても、補助制度を設けているところでございます。耐震診断受診率等につきましては、令和3年度から令和12年度を計画期間といたします、幸田町建築物耐震改修促進計画に示されている耐震診断受診率は約18%でございます。

議員の言われる耐震工事実施率につきまして、耐震診断からどれだけかその後の耐震改修工事につながったのかの率のことと捉えますと、診断の結果、耐震改修が必要な判定値が1.0未満となった件数と、耐震改修工事で補助金を交付した件数から算出した率は約13%となっております。

なお、今年度がこの計画の中間年度となりますことから、耐震化率や耐震診断受診率などの時点修正を行うべく、現在、作業中でございますので、今申し上げさせていただいた率につきましては、現計画の策定時に参考といたしました平成30年時点の数値でございます。

○議長（廣野房男君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川進君） 耐震に対するサポートを実施しているというお話ですが、実際にそのサポートで耐震の考え方が浸透し、耐震工事実施率向上につながっていくのでしょうか。実際には、耐震診断、耐震工事を実施するのは家主の責任ではありますが、町民は何をしたらよいか分からない人も多いかと思います。人に寄り添った安心する耐震指導を推進すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 先ほど答弁させていただいたとおり、受診率等はまだまだ低く、課題であると認識をしているところでございますが、実際の耐震改修工事となると、どうしても議員言われたように所有者様の持ち出し費用が発生してしまうことが二の足を踏む大きな要因の一つと考えられますが、逆に全ての費用を公費で賄うわけにはまいりませんので、地道に周知活動をしていくほかはないと考えております。

以下ですね、現在どのような周知活動を行っているかを申し上げます。まず、耐震診断を受けられた方に対しましては、耐震診断の結果のほか、耐震改修工事費の目安もお知らせをさせていただいており、その上で、耐震改修工事に利用できる補

助金の説明やパンフレットの配布も併せて行っております。

また、耐震診断後、一定期間を経過しても耐震改修を行っておられない方に対しましても、耐震改修に関する相談会を開催するなど、耐震改修の促進を図っているところでございます。

一方、まだ耐震診断を受けておられない方に対しましては、毎年対象地区を決め、職員が飛び込みで各御家庭を直接訪問し、無料耐震診断の実施の呼びかけを行う全町ローラー作戦を行っており、今年度は昨年度に引き続き、大草区、高力区を訪問する予定であり、来年度で全町一周する予定でございます。

そのほか、町広報、町ホームページ、町公式LINEで無料耐震診断及び耐震改修補助制度について周知を図っている状況でございます。

○議長（廣野房男君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川進君） 幸田町の家屋倒壊を減らす耐震診断、耐震工事实施を早期に推進すべきと考えます。いずれにしてもお金のかかる話であり、簡単に進められるものではないと思います。町相談窓口設置と迅速な支援活動を起こすための全戸推進状況の見える化を図るべきだと思います。

町として、このような管理はしているのか、今後のお考えをお聞きます。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 進捗、推進状況の管理につきましては、幸田町建築物耐震改修促進計画の中で対象となる木造住宅の位置を反映した耐震化状況把握図を作成しており、それを基にローラー作戦を実施しているところでありますが、今年度の計画の中間見直しに合わせ、その把握図も時点修正したいと考えておりますので、引き続きそれも活用しながら今後のローラー作戦、2巡目に入っていきたいと考えております。

また、補助制度はあれど、耐震改修には多額の持ち出し費用がかかるということが、特に高齢者世帯ではブレーキとなる傾向がございます。一概には申せませんが、昨年度の実績では、建物全体を耐震改修をすると約200万円近い、いわゆる追い金が必要なケースもございました。さらには耐震工事に合わせて、その他の改修も少しやりたいと、こういった場合も当然あるかと思われますので、結果、負担が200万円以上という感覚をお持ちになった方もお見えになられたと思います。そのため正直、耐震化率のアップには直接は寄与しないわけではありますが、今後は建物全体の改修一辺倒のPRではなく、寝室やふだんよくいる部屋など、建物の一部をシェルター化する耐震シェルターの設置についての周知強化をしていきたいと考えております。

なお、費用的にはこちらも一概には言えませんが、かつ補助金活用事例も極端に少ないこともあり、30万円から50万円程度の追い金といったところではないかと考えております。

○議長（廣野房男君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川進君） 町民に対して、大地震による家屋倒壊の不安を払拭するには、ぜひとも耐震工事推進強化が急務と考えます。よろしくお願いします。

それでは次に、町公共管理施設の耐震対応は万全か確認させていただきます。

町内の23区には、町が管理する公共施設が多くあります。それぞれ指定緊急避難場

所、指定避難所として指定され、ここを拠点に各区での避難情報が共有される場所であると町民は理解しています。区での防災訓練を実施するたび、多くの人は区の避難所である公共施設のひび割れ、建物の基礎は大丈夫かと心配して、避難所の耐震に不安を隠せません。

町ホームページの指定緊急避難場所、指定避難所等一覧表を見ると、各区の公共施設において、対象とする現象の種類として、地震の丸印がない施設も多いかと思います。このように表記されると、地震の際は使えないから学校まで避難するしかないと思っている人も多いかと思います。各区の環境によっては、地震の際に公共施設を避難所として使用することは当たり前になっているかと思います。

幸田町地域防災計画の資料編に記載されている指定避難所の一覧表には、学校に体育館と表記されているが、避難する収容数が限られており、自宅で待機するしかないと思っている人が大半だと思います。

そこで、指定緊急避難場所、指定避難所の定義や大規模な災害のときには、体育館だけでなく、避難者の人数に応じて校舎等も開放して対応する等のことについて町民の理解を促進するために、区長会、各区防災訓練、学区防災訓練、ファーストミッションボックス研修会時に、周知徹底を図っていただきたいです。町としてのお考えをお聞きます。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） まず初めに、指定緊急避難場所及び指定避難所の定義について御説明させていただきます。指定緊急避難場所は、居住者などが災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所で、災害の危険が及ばない施設、または場所を災害の種類ごとに指定するというものでございます。一方、指定避難所は、避難した居住者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者などが一時的に滞在する施設であり、災害の種類に限らず指定するものでございます。

指定避難所としている公共施設につきましては、地震の揺れ等による被害がなければ、避難所として使用できると考えております。現在、町のホームページの指定緊急避難場所、指定避難所では内容、表記が分かりにくいという御意見をいただきましたので、分かりやすくなるように修正いたします。また、学校施設の避難所利用につきましては、体育館、武道場などの屋内運動施設を指定の基本としておりますが、学校が休校となるような大規模災害が発生した場合、避難所スペースが不足すると考えられ、その場合には、学校の災害も学校の再開も視野に入れながら、特別教室、普通教室という順番で開放していくことを考えております。

今後、今申し上げたことにつきましては、地区防災訓練、研修会等の場で周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川進君） ただいまのお話の各区公共施設で指定避難所に指定されていない施設を使用するにしても、町内全ての公共施設が50年以上を経過する施設も増えていると聞いてます。各公共施設の鉄筋コンクリート造りの耐用年数は47年とテレビ、新聞、

文献などでは定められているものの、実際にはそれ以上の長期にわたって使用できるケースも多く、環境によっては100年程度もつとも言われていますが、町が管理する公共施設の耐震チェック状況と耐震計画や耐震補強などの対応をどのように進めているのかお聞きします。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 公共施設の耐震診断は、平成16年度と平成17年度に実施しております。昭和56年以前の旧の耐震基準で設計され、建築された各区の公共施設は21施設あり、耐震化が必要とされた8施設は全て耐震補強を終えておるところでございます。また、令和6年度には主要公共施設において、特に劣化が著しいと思われる施設を幸田建築行政会による目視点検を実施し、現状把握に努めてまいりました。

これまで区に一部、御負担をいただいております1,000万円を超える大規模な修繕につきましては、全額、町による施工で工事が実施できるよう要綱の改正を行い、緊急性が高いと判断した施設から工事を順次実施してまいりたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川進君） 耐震チェックの状況は分かりましたが、施設の建ってる地盤環境によっては条件の限りではないともいわれてます。町民は避難所に対する安心安全を求めています。それだけ、町民の防災意識が強くなってきた証です。

私の知る幸田区の幸田老人憩の家、併設する幸田児童館は経過年数55年となりますが、幸田町でも最も古い施設の一つと認識してます。立地においても傾斜地で、前面の道路幅も狭く、駐車場もないといわれ、隣接する秋葉神社内に止めなければならない状況です。乗り入れするにも出入口が大変狭く、これでは有事の際、人、車等、様々な動きが発生し、パニック状態が想定され、避難所としては大変問題がある施設と感じます。建物の老朽化と立地条件において避難所としての機能に大きな不安があるため、安心安全を確保できる周辺道路整備等、耐震施設含めた対応が望まれています。

一方では、現況での駐車場確保と道路拡幅は大変難しい話となるため、新たな候補地を探しての新設計画が必要ではと、関係区の人たちは今後の動向を注視しています。今後の考えをお伺いします。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 健康福祉部が所管します、幸田老人憩の家の立地につきましては、昭和45年の建築当時に幸田区より土地の無償譲渡のあっせんを受け、現在の場所へ建築しました。地盤についてですが、急傾斜地崩壊危険区域に一部かかっているものの、西側のり面は既に対策工事を実施しています。施設の耐震性につきましては、平成17年度の耐震診断において耐震性が不足するという調査結果から、翌年、平成18年度に耐震工事を行っております。以上から、施設の地盤についても問題ないと考えています。

また、御懸念の駐車場につきましては、昭和45年4月に幸田町と幸田区で締結しました幸田町立幸田老人憩の家及び児童館建設事業に伴う覚書にて、施設の利用上、必要な駐車場を幸田区において整備確保する旨の記載がありますことを確認しております。

町といたしましては、幸田老人憩の家などの主要公共施設につきましては、大規模改

修を順次進め、施設の長寿命化に努めることとしています。しかしながら、社会情勢や環境の変化により、地方公共施設の在り方等が大きく変化していることは承知しております。老人憩の家等の主要公共施設の新設におきましては、地元区の意見や用地の確保、財政状況等を勘案し、慎重に対応する必要があると考えています。その中で、仮に新たな公共施設を整備する際は、避難所としての機能を意識した内容で検討する必要があると考えています。

○議長（廣野房男君） 5 番、長谷川議員。

○5 番（長谷川進君） お話ししてます、幸田区のような周辺道路の状況や駐車場の確保を含めた安全性や機能性において不安のある公共施設はほかにもあるのでしょうか。

特に、狭い道路がある指定避難所などの公共施設は災害が災害を生む、二次災害が発生します。そもそも50年以上の町公共施設は、将来に向けた予算立てを計画的に進め、耐震補強工事するなり建て替えなり、進めていくべきと考えます。お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 主要公共施設につきましては、まず大規模改修を順次進め、施設の長寿命化を図ってまいりたいと思っております。実際に今年度は高力老人憩の家、来年度は新田老人憩の家の大規模改修工事を計画しております。ほかの施設につきましても、順次施工していく計画であります。

修繕等の進捗状況につきましては、1年ごとに区長会等で報告をしていきたいと考えております。

また、新しく施設を建設する際は、社会情勢や環境の変化にも対応できるよう、例えば公民館のような利用用途が限定されている建物だけではなく、様々なニーズにも対応できるための交流拠点施設の整備にシフトをしていく考えであります。

○議長（廣野房男君） 5 番、長谷川議員。

○5 番（長谷川進君） 承知しました。少し余談ではありますが、避難場所のスペース拡大、テント設営、炊き出し等の具体案に取り組んでいる身近な区もあります。各区では、防災意識が確実に高まっています。過去にとらわれず、新たな取組をしようと歩み出します。指定緊急避難場所、指定避難所は有事の際、町民のよりどころであります。

震災はいつ来てもおかしくありません。町が先導して、大震災に向けた前向きな対応を計画的にお願いします。

それでは、次の質問をさせていただきます。農業の成り手不足をどうするか確認させていただきます。

全国で農業の高齢化が進み、後継者も少なく、農業離れを防止するために、農家の後継ぎ、外部からの受け継ぐ若者を呼び込む活動があの手、この手を考えての対策をしています。

幸田町においても同じ状況にあると思いますが、行政として産業を振興する立場として、お考えを確認させていただきます。

幸田町の農家でも高齢化が進んで、後継者問題が大きいことは承知しているかと思いますが、若者農業従事者が減少して、農業が衰退していくことに大きな危機感がありま

す。農業人口推移と農作物別の会員数推移はどのような状況かお聞きします。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町の農家数は農林業センサスによりますと、平成２７年に９４２名であった農家が、令和２年には８５１名と、５年間で農業離れ、高齢化によりまして、９１名の農家が減少した結果となっております。

なお、農林業センサスは５年ごとに集計されておりますので最新データにつきましては本年度、集計しているところであります。したがって、最新の集計結果につきましては手元にない状況であります。

また各部会員の推移といたしましては、令和３年度と令和７年度を比較しまして、柿部会が７７件から５６件、梨部会は２０件から１７件、カシューナッツ部会は２５件から２１件と減少をしております、部会全体といたしましては２２２件から１８４件と５年間で３８件が減少している状況であります。

○議長（廣野房男君） ５番、長谷川議員。

○５番（長谷川進君） 現在の状況は農業離れと高齢化していることを理解しました。

農業に従事している人に聞くと、農業は大変。働いても手をかけた割にはもうからない。農業だけでは食べていくには限界。切実に出る言葉です。これは農業離れする大きな要因です。幸田町の農業特産物、筆柿、いちご、桃、米、野菜、花など、農家が農業離れしないお考えはあるようでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 農業者に対しましては、本町産業振興課より大きく二つの支援を実施しております。

主な支援内容といたしましては、まず一つ目としまして、農業特産物消費宣伝事業費補助金であります。

この補助金は、土壌診断や新品種試験導入などの部会での活動費用の補助をしているものであります。

次に、二つ目の産業活性化プロジェクト補助金では、新規の環境に配慮した商品や、技術の試験導入などの活動に支援を行っているものであります。

さらには、こうした筆柿応援隊や親子農業体験教室など、非農家の方に筆柿栽培の体験を行っておりまして、筆柿作りに触れる機会を増やすよう努力をしている状況であります。

○議長（廣野房男君） ５番、長谷川議員。

○５番（長谷川進君） 農業離れする大きな要因は、もうかる農業でなければ衰退はどうすることもできません。

今、全国で静かなブームでサブスク農業という新たな取組が展開されています。年齢を問わず人気を集めています。近隣の岡崎市のサブスク農業が２月８日テレビ放映され、作業効率化が図れ、労働時間５０％削減で、収益性の改善、販路拡大にもつながり、安定した収入でメリットが大きいと言ってます。

このような情報を産業振興する立場の行政として把握していますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君）　今回、議員からの一般質問通告を受けまして、改めて調べさせていただきました。

現状ではサブスク農業という名前は聞いたことがある程度で、詳細は申し訳ありませんが把握できておりません。

○議長（廣野房男君）　５番、長谷川議員。

○５番（長谷川進君）　それでは、今お話しのサブスク農業についての代表的な種類と特徴を少しお話しさせていただきます。

一つ目には、畑のサブスク、マイ畑型があります。

月額または年額で、個人が区画を借りて自由に野菜作りなどを楽しめます。必要な設備や道具が整っており、週末だけ農業を体験したい人に適しています。これは幸田町でも一時期やっていたかと思います。

二つ目には、収穫サブスク、取り放題型があります。

月額定額で３，０００円から５，０００円で、いつでも何回でも野菜を取り放題となるサービスです。消費者は新鮮な野菜などを手に入れ、食に関する知識を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育て、収穫体験が楽しめます。農家は収穫、調製、箱詰め、出荷といった作業を消費者が担うことで、農家の労働時間削減が図れます。

三つ目には、野菜のサブスク、定期便型があります。

会員専用の畑で、その会員のためだけの野菜を育て、生産から出荷まで農家やアーティスト、経営者が一貫して担当するサービスです。旬の野菜を定期的に自宅へ配送するサービスです。ふるさと納税の返礼品としても人気が高まっています。

二つ目の収穫サブスク、取り放題型が今、人気があると言われております。

以上、このようなサブスク農業のやり方は、農業従事者の労働時間削減につながると実証されていますので、これからの農業システム導入に産業を振興する立場から、ぜひとも情報展開していただき、もうかる農業、若い後継者づくりの一助として取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君）　環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君）　はい、ありがとうございます。大変参考となりました。

本町としましても、１区画当たり７２平方メートルの貸し農園を計１２区画ではありますが、非農家の方に農業を体験してもらうために実施をしているところであります。この貸し農園は年間５，０００円の使用料で、町民に限らず利用可能となっております。

なお、契約期間としましては１年間ではありますが、継続契約は可能となっております。

今回御質問いただきましたサブスク農業の取組が岡崎市におきまして実際に行われているようでありますので、一度話をお伺いいたしまして、幸田町に合った取組ができないか検討をしてみたいと思っております。

○議長（廣野房男君）　５番、長谷川議員。

○５番（長谷川進君）　前向きな御意見ありがとうございました。

今までお話ししてきましたサブスク農業を推進するに当たり、幸田町内には多くの休耕地があると思います。農業の振興を図るためにも、こうした休耕地を再利用する価値

はあると思います。幸田町内にはどのぐらいの休耕地があるのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） はい。まず、本町の耕作面積は1,060ヘクタールであります。そのうち休耕地は11.2ヘクタールでありまして、全体の耕作地の約1%となっております。非常に大きな面積でありますので、この休耕地を削減できるように取り組んでいるところであります。

一例を申しますと、毎年8月頃、幸田町農業委員会と本町担当職員におきまして、休耕地の調査を行っておるところであります。休耕地の地権者に対しましては、農地の適正管理の必要性和指導、また、管理のための作業委託先を文書にて案内をしておるところであります。

なお、対応していただけない地権者の方に対しましては、耕作放棄地の意向調査を行いまして、農業を行いたい方と貸したい方のマッチングを実施をしておるところであります。

○議長（廣野房男君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川進君） かなりの休耕地があることに驚きました。休耕地の再利用は、食料自給率の向上や、地域経済の活性に貢献する重要な取組です。積極的に関係情報収集を行い、計画的に再生を進めることが大切です。農業特産物農家と休耕地所有者とのサブスク農業の理解、研究を図っていただくことで、町産業振興発展につながります。もうかる農業を目指す新体制、組織づくり、研究を進めることをどのように考えますか。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） はい。今回御提案いただきましたサブスク農業だけに限らず、新たな産業振興発展のために様々な研究をすることは必要なことだと考えております。

今後におきましても、農協等と情報を共有しながら、新たな取組も視野に入れ、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川進君） 全国的に過去にとらわれない農業システムを構築しています。時代の変化を先取りして準備、対応すること、ただ時流に乗るのではなく、さらに一步踏み込んで、これからどうなっていくのかを予測して進めていただきたいものです。農業戦略のいろいろなアイデアはあるかと思います。行政としての産業振興の重要性を再認識して、今後の取組に期待しています。

では、次の質問をさせていただきます。

高齢化が進む中での自治体草刈り機対応についてお話しさせていただきます。

令和6年9月、一般質問で多くの人に期待された、ラジコン草刈り機導入の件、1年たちましたが、地元関係者の思いが増すばかり、語るも涙ではないですが、再度お話しさせていただきます。

幸田町全区で高齢化が進み、私の荻谷学区も同様です。特に荻区からは、自治会行事の草刈りなど実施するのに大変苦勞されているとよく聞かされています。毎月の組長会でも猛暑の中で、高齢者がどれだけ酷使して草刈りに参加しているのかを知ってほしい

と熱く語られます。区の草刈り事業範囲は広く、30度ほどある傾斜地もあり、危険地帯での草刈りで、高齢者が足を滑らせ転倒することもあり、非常に危険が伴い苦労します。代々受け継がれ使命感で頑張ってきましたが、近年の異常気象、猛暑の中での高齢者の体力的にも限界がきています。もうやりたくないという声も出ています。この生の声を聞いて、私は切ない気持ちと責任感を感じました。荻区全町の高齢者から切実な要望でした。夢のラジコン草刈り機導入に向けて、再度今後の進展をお聞きしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） はい。昨年9月の議会におきまして、議員から一般質問を受けまして、同年11月に荻区不動ヶ池のり面において実演を行っております。

ラジコン草刈り機デモンストレーションでのアンケートの結果であります。草刈り機に対する満足度はやや満足以上が約8割でありました。

しかしながら、回答者が所属する団体等の購入意向につきましては、約4割が購入意向であり、約6割が購入意向はないとのことでありました。

また、草刈り機の貸出し制度があった場合、利用を検討するかどうかにつきましては、約7割が検討で、約3割が検討しないとの結果でありました。

なお、主な意見としましては、ラジコン草刈り機の重量が365kgでありまして、軽トラでは搬送ができないとか、のり面で高齢者が操作するのは危険であるのではないとか、使用頻度が少ないのではなどの御意見がありました。

そこで、アンケートの結果を受けまして、農協や各種団体へ管理委託を依頼をしてみたいわけですが、管理委託に対し否定的な結果となっております。

現在、民間でレンタル可能な業者もあるようでありますので、検索をしている状況であります。

○議長（廣野房男君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川進君） 昨年、町全体で高齢化が進む中、草刈りに悩んでいる区は何区あるかという問いに、区長さんに確認していただいた結果、23区全ての区において、草刈りに関して悩んでいる回答をいただきました。

また、河川愛護活動において、各区に、河川の草刈りをお願いしていると思います。活動するに当たり同様な課題があると思いますが、対策としてどのように取り組まれているのかお伺いします。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 建設部が所管しております、議員が言われる河川愛護活動につきましては、毎年5月から10月頃にかけて、河川の草刈り活動として各行政区において活動をしていただいているところでございます。

全町的に参加者の高齢化や出役者の減少等が進む中、その対策として、昨年度については、草刈り機の購入補助をはじめ、河川のり面の作業範囲の見直し、これは縮小でございます。草刈り機使用に対する報奨金の追加の支払い。そして、堤防の天端の舗装の工事の実施等を行い、草刈り作業の時間短縮、作業参加者の負担軽減等を図る対策を実施してまいりました。

さらには、加入保険の契約内容の見直しを行い、熱中症も保険の保証対象とするなど、近年の猛暑における活動の負担に対する課題意識を持ちながら、万が一の対応として備えるなど、様々な面において対策を進めてきたところでございます。

今後につきましても、地域の身近にある河川の愛護活動が安全で持続的に活動していただけるよう、課題解決に向けた必要な対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川進君） 昨年、荻区区長、関係役員の皆さんが区の関係者を集め、これからの草刈りをどうしていくかJAに相談し、草刈りを効率的に進めるテストを実施しました。それが今も強い要望のあるラジコン草刈り機です。オペレーターが遠隔操作し、傾斜地での危険地帯でのラジコン草刈り機の実践テストでした。長い草、少し太めの草も見事にきれいに刈り上げ、非常に有効的な手段と参加関係者も絶賛していました。草刈りに携わる人が少数で済む。傾斜地角度45度の場所でも対応可能です。高齢化が進む幸田町全区で大変効力を発揮するラジコン草刈り機だと考えます。

荻区で現状の草刈り機で対応した場合、草刈り年10回、総人員352人、1人草刈り時間平均2.8時間で、草刈り総労働時間、年985時間かかっています。

ラジコン草刈り機導入した場合は、草刈り年10回、総人員39人、1人草刈り時間平均2.8時間で、草刈り総労働時間は年109時間となり、草刈り総人員352人が39人になり、313人の省人ができました。草刈り総労働時間も985時間が109時間と、876時間の削減となり、ともに約90%低減が図れると効果試算を出していただきました。

世間一般企業なら改善効果がこれだけ出れば、即導入は絶対です。ラジコン草刈り機の定量的評価を重視した事業投資を考えていただきたいと考えています。荻区での取組を全町活用できる体制を早期に再検討いただきたく、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） はい。ラジコン草刈り機の関係につきまして、こちらは利用団体数や、利用可能な場所、稼働状況などの調査も必要になってくるかと思っております。前年度の実演会の結果や、区からの要望、区における草刈り対応、近年の猛暑対策などに基づき、購入費補助や貸出し制度について総合的に判断し、導入に向けて再検討させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） 5番、長谷川議員。

○5番（長谷川進君） ありがとうございます。

非常に皆さんの熱い思いがありますので、ぜひとも前向きな対応をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

本日は対応ありがとうございました。

○議長（廣野房男君） 5番、長谷川進議員の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時01分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、藤本和美議員の質問を許します。

1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず1点目、ケアマネジャーのシャドーワークについてです。

住み慣れた町で暮らしていくために在宅介護は必要不可欠であり、支援していくことは大変重要です。その中においても、ケアマネジャーは在宅介護の要と言われておりますが、近年ケアマネジャーに求められる仕事や役割が増えており、成り手も減りつつあります。今後も増加する要支援、要介護認定者に対して、ケアマネジャーをはじめ、介護職の人材確保のための待遇改善や、やりがいや生きがいを感じるような利用者との良好な関係が必要であるのではないかと考えます。

そこで、まず、本町の要支援、要介護認定者の推移について伺います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 要支援要介護認定者数につきましては、総数は5年前の令和2年度末が1,223人でしたが、令和6年度末には1,406人となり、人数で183人の増加。増加率は15%となっています。この間の65歳以上の介護保険第1号被保険者は、令和2年度末が9,061人に対し、令和6年度末が9,298人で、237人、2.6%の増加となっております。

また、要介護認定率、第1号被保険者の占める要支援、要介護認定者の割合につきましては、令和2年度が13.5%に対し、令和6年度は15.1%と増加傾向で推移しています。

なお、この数値を国、県と比較しますと、全国平均19%よりも3.9ポイント、愛知県平均17.4%より2.3ポイント低くなっている状態です。

現在は介護予防に関する事業を推進するところではありますが、今後につきましても高齢者数の増加に合わせ、要支援、要介護認定者数も増加するものと見込んでいます。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 要支援、要介護認定者の総数が年間40人から50人ぐらいつつ増加しているということが分かりました。

それでは、在宅介護の要と言われるケアマネジャーの役割や業務内容について伺います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） ケアマネジャーの役割は介護を必要とする人に対し、かかりつけ医等医療を含む地域の関係者との顔の見える関係を構築し、利用者に適切な支援を行い、利用者に寄り添い、尊厳の保持と自立支援を図る一連のプロセスを担うことであると考えています。

その業務内容としては、利用者からの相談に応じ、アセスメント、課題分析を行い、どのような介護サービスが必要かを判断し、関係機関との連絡調整を行い、ケアプラン

の作成などがあります。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 一人一人に寄り添い、家族構成や今までの生き方や今後の希望の介護なども聞きながらケアプランを作成し、介護へとつなげることは大変な仕事であります。ケアマネジャーのシャドーワークについては御存じでしょうか。シャドーワークについて、現状を把握されてるか伺います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） シャドーワークにつきましては、今回の一般質問により承知したところが本音でございます。

厚生労働省の資料からシャドーワークは法対外業務が当たることを確認いたしました。シャドーワークに関しては、町内のケアマネジャーを含む介護サービス事業所の専門職が出席する、幸田町介護サービス連絡協議会や地域ケア会議等の会議の場で課題となっている声は出ておらず、町として実態を把握していないというのが実情でございます。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） シャドーワークが問題として表に出てこない理由として、介護職の方は人に尽くす気持ちでやっておられますので、業務外のことを頼まれても、利用者のためと善意で受けているという状況もあるかとは思います。

また、一方、利用者をつなぎ止めるためにやらざるを得ない、断れないということもあるようで、両方の意見を聞いております。

シャドーワークは、利用者から業務範囲を明らかに超えるような仕事や役割を求められるだけではなく、近年では自治体や病院などからも求められることが増えているようです。労働環境の悪化や精神的な負担を訴えるケアマネジャーも増えてきています。

シャドーワークの具体例として、例えば、夜間に利用者の家族からお母さんの様子が変わだから見に行ってほしいと電話が入ったり、携帯も家の電話もつながらず、コードを抜いていないかどうか見てきてほしいといったような依頼です。ほかにも入院中の医療費についての相談、自宅の修理を手伝ってくれる業者を探してほしいという要望、アパートを探してほしい、市営住宅の申込みをしてほしい、病院の受診予約の代行、代筆、代読、財産管理などがこのシャドーワークに当たっています。

1 枚目のパネルを御覧ください。

令和6年6月24日に厚生労働省から出されたケアマネジメントの在り方についてです。これは地域包括支援センターへの調査になりますが、青色の棒が業務範囲内と考える業務、隣の赤色の棒が実際に対応している業務です。青色の棒が少ないのに赤色の棒が多い項目は、明らかに業務範囲外だと分かっているが対応しているということになります。ケアマネジャーの業務範囲とは思わないが、実際に対応している業務の内容として、先ほど例に挙げましたように、モニタリングや定期の安否確認を除く緊急訪問をしたことがある人が90.9%。徘徊時の搜索や搜索依頼への対応をしたことがある人が79.7%。入院や通院時の付添いをしたことがある人が68%。これは救急車の同乗などもよくあるということです。

また、介護保険制度以外の行政への手続や申請の代行申請をしたことがある人が6

8%。こちらは障害者手帳の申請や更新など、様々な場面で行っていると考えます。本人や家族からサービス調整等に関わらない電話への対応や、時間外の対応を行ったことがあると答えた人が67.2%など、かなりケアマネジャーが対応しているということが分かります。

続いて、パネル2に移ります。

こちらは、ケアマネジャーへの調査で、実際にこれらの業務範囲を超える業務に対して対応したかどうかの割合を表しています。時間外での相談対応や訪問依頼など多いですが、支払いの代行、身元保証なども対応したことがある方もいらっしゃいます。これらの業務範囲ではないと思いながらも対応している理由は、緊急性が高く、自分の事業所で対応するしかなかった場合や、緊急性はないがほかに対応方法がなかった場合、それから、利用者や家族からの強い要望があり対応せざるを得なかった場合など、利用者や家族からの依頼が多いですが、医療機関や他の機関からの要請があったからという理由も多く上がっています。医療機関からは救急車の同乗がないなら連れていけないとか、そういったことも言われることがあるということです。このような業務は、今までは本来家族が対応してきたことかと思いますが、家族構成が変わり、独居の高齢者や高齢者だけの世帯が増え、医療機関なども簡単には御家族にお願いしますと言える状況ではなくなってきているからだと思います。

厚生労働省によりますと、2015年65歳以上の単独世帯は592.8万世帯で、世帯総数の11.1%。65歳以上の夫婦のみの世帯は687万世帯で、世帯総数の11.7%というふうになっています。

本町ではこういった数字になるか、本町の一人暮らしの高齢者世帯と高齢者夫婦のみの世帯の推移を伺います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 本町の高齢者の状況につきましては、令和7年4月1日現在で総人口4万1,937人。65歳以上の高齢者は9,338人で、高齢化率は22.3%でございます。

また、世帯状況ですが、総世帯数1万7,012世帯に対しまして、65歳以上の高齢者のみの世帯、施設入所者を除きますと、3,340世帯となっております。そのうちの独居高齢者世帯数につきましては、施設入所者を除き、1,528世帯となっております。総世帯数における高齢者のみ世帯は約19.6%。独居高齢者世帯につきましては約9.0%になります。

今後は本町の高齢者人口は増加傾向で進み、令和12年に9,891人。令和22年に1万1,568人。令和32年に1万2,704人となり、高齢化率も31.5%になると推測しています。

また、高齢者のみ世帯につきましては、具体的な推計値はございませんが、高齢化人口の増加に合わせて増加することを見込んでおります。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） はい。65歳以上の一人暮らしが1,528世帯ということで、今後も増加が予想されます。介護保険法ができた1997年は28年前ですが、ここまで

家族の形が変わり、家族が近くにいない高齢者の増加はその頃、予測できたでしょうか。厚生労働省からケアマネジメントの課題と向き合う検討会の中間報告が出され、他の機関につなぐべきサービスと、ケアマネジャーが保険外でサービスとして対応し得るものなどに分類されました。

その中で、厚生労働省の通知について、少し長いですが、重要な部分のみを読み上げます。

法定業務以外の業務については、ケアマネジャーの業務上の課題というだけではなく、地域課題として地域全体で対応を協議すべきものであり、基本的には市町村が主体となって関係者を含めて協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目ない支援ができる地域づくりを推進すべきである。法定業務以外の業務について、どの程度の頻度、量で生じているのかといった実態や、ケアマネジャーが担当せざるを得ない場合もあること、関係機関につなぐことにも調整等の業務負担が生じ、時間を要する等の課題が生じる場合もあることに留意して継続して検討することが重要である。と記載しています。

ここで言ってるのは、しっかりとシャドーワークの問題点をみんなで出し合い、この業務はどかが担当するのか協議するなど、ケアマネジャーの負担を考慮していこうということかと思います。

そこで、本町においても、この問題を解決するために、まず、ケアマネジャーの業務範囲を適切に周知すること。また、介護支援専門員や事業者の団体とも合意を得るための取組も行っていただく必要があると思いますが、この厚生労働省からの通知について、既にヒアリングや情報共有、対策はできているのか伺います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 令和6年12月10日付ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会の中間整理については確認していますが、先ほども申し上げましたとおり、町として実情を把握していないため、事業所へのヒアリングや情報共有はできていません。

今後のケアマネジャー等が参加する会議や研修等においては、当事者の意見を踏まえ、シャドーワークに関する内容もテーマの一つと取り上げることを検討してまいります。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） はい。今後の会議などでのヒアリングで、課題や問題点などの共有ができることを期待しています。

また、他の市では、ケアマネジャーの業務範囲外をしっかりと周知したり、こういう困った事態はここへ相談してくださいと明記したリーフレットを配ったりしています。利用者や家族も知らずに頼ってるところもあると思います。愛知県ではまだこういったリーフレット作成までできている自治体は非常に少なく、近隣市でもやっていないようです。

しかし、ケアマネジャーを含め、介護職従事者の安心感や自治体への信頼にもつながり、就労先としてその自治体内の事業所が選ばれたりすることもあるようです。ケアマネジャーに頼める仕事内容はどういったことで、それ以外の困ったときにどこに相談す

るのかということが分かるようなリーフレットを作るなど、広く周知を行うことができるか、本町の対応を伺います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 同じ福祉医療圏であります岡崎市に状況を確認しましたが、ケアマネジャーの業務や役割に関するリーフレットを作成していないとのことでした。ケアマネジャーに関しては町外事業所が担当するケースもありますので、岡崎市や隣接市とも情報共有し、リーフレットの作成を検討していきます。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 横浜市や大和市などとても分かりやすいリーフレットを作成していますので、ぜひそういった自治体を参考にしていっていただけたらと思います。

本町では、まだシャドーワークについて声が上がってきていないということですが、介護職の一人一人に聞きますと、無理なことを言われて困るけれどもやらざるを得ないということをよく言われます。こういったことを課題として認識し、交通整理をしてあげるだけで、双方の関係はまたさらによくなると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

では、次の質問へ移ります。

二つ目は、不登校やひきこもりの子どもと家族についてです。

昨年12月の丸山議員の不登校についての一般質問に対して、教育長の答弁では、不登校の子どもが将来的には他者とコミュニケーションをとれるようになって、社会的自立をしていけばいいわけで、そのチャンネルを切らないようにしたいという考えであるというお話をされ、私も大変共感いたしました。

しかし、そこの支援が実際にできてるのか疑問にも思っております。不登校の子どもを持つお母さんたちからは、中学校を卒業してしまうとさらにつながりがなくなり孤独になるので、中学校在籍時に横のつながりを持っておきたい。または、つながりを持っておきたかったという切実な声を多く伺っています。中学校時に不登校で、その後も社会に関わりを持たないままにならないよう、支援のパイプを切らさないことは本人や家族へ大変重要なことです。

そこで、不登校の子どもや家族への中学校在学時と卒業後の支援について伺ってきたいと思います。

まず、現状把握として、中学校卒業時、不登校である子どもの人数を5年推移で伺います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 中学3年生の30日以上不登校により欠席した人数は、令和2年度は8人、令和3年度は14人、令和4年度は20人、令和5年度は33人、令和6年度は31人と年々増加傾向にあります。令和5年から令和6年にかけては若干減少しております。近年の様々な支援を行っていることもこの減少の要因と思われます。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 令和2年度8人だったのが、令和6年度は31人ということで、この5年で非常に多くなっていることがよく分かります。家族という密閉した空間の中に

いると、親子の不安はますます増幅していきます。親の過度な不安や心配が子どもの心に影響し、子どもは子どもでさらに不安を抱えるといった悪循環にも陥りかねません。

不登校の子どもと保護者への支援と、中学校卒業後の支援の現状を伺います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 不登校及び不登校傾向にある児童生徒の支援につきましては、各学校に校内いじめ不登校対策委員を設置し、主に毎月、不登校児童生徒の情報共有とその対策を協議した上で対応しております。

また、中学校では、校内教育支援センター、愛称 i ルームと申し上げますけれども、この支援センターを設置し、不登校傾向にある生徒への支援を行っており、オンライン授業配信による学びの保障が行えるよう情報環境も整えております。

保護者への支援といたしましては、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒における家庭環境の改善等の支援を行っております。

また、各校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者のカウンセリングを行っております。幸田町教育相談室ピッコロでは、不登校傾向にある児童生徒への適応指導、カウンセリングやセラピー等を行っております。

そして、中学校卒業後の支援といたしましては、中学校在学時でスクールソーシャルワーカーの支援を受けていた生徒の何人かは引き続き支援している状況でございます。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 卒業後もスクールソーシャルワーカーの支援をするということですが、何人に対して行っていて、理由ですね、支援継続が可能にどうしてなっているのか、希望すれば、支援を継続してもらえるのか伺います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 令和 7 年度 8 月時点での支援の状況でございますが、卒業後も継続している子どもにつきましては、10 人でございます。こういった理由で支援継続が可能になっているのかという部分でございますが、卒業後も継続している理由といたしましては、在学中からの関係でのつながり、あるいは、支援家庭としてのつながりなどから様々であります。全てのケースに対応できるというものではございません。結果的にケースによっては支援を継続している子どもがあるという状況の報告になります。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） スクールソーシャルワーカーに支援してもらってとてもよかったという声がありますので、そういった支援の継続というものができれば、支援員を増やしたり、拡充するなどして、ぜひ続けていただきたいと思います。と思っております。

また、不登校の子どもの親は横のつながりがなく、ちょっとした意見や情報が欲しいと思っています。子どもはピッコロを利用していても、親同士が話し合う機会はなく、孤独を感じています。気軽に集まれる場所を月に 1 回でもいいから提供してほしいと、私が議員になってからのこの 2 年間、本当にたくさんのお母さんから訴えられました。

私は、できたら親同士でつながりを作って会を催してほしいと思い、そのように伝えていましたが、親同士の接点がないため、LINE の交換もできないし、それができない環境だということがよく分かりました。子どもはすぐに中学校を卒業してしまいます

ので、親同士の交流は貴重な場になると考えています。お母さんが精神的に楽になることで、子どもが安定することもあります。

このように不登校児や卒業後でも、親が気軽に立ち寄れる場所の提供を求める声が多く、こういったことは、まずは公的な機関がやるべきと考えますが、設置できないか伺います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） はい。先ほどの中学校卒業後の支援の課題にもつながるわけですが、現在、小中学校在籍の不登校の児童生徒につきましては、教育相談室やスクールソーシャルワーカーなど様々な支援を行っており、教育相談室主催の進路説明会では、30人以上の保護者や生徒が集まり、参加者の情報交換の場になっております。今、議員がおっしゃるように、そのほかにも集いの場、親同士が会う場という部分につきましては、さらに気軽に集まれる場の提供ということで考えて、今後の課題として検討してみたいと考えているところでございます。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 進路説明会はピッコロ利用者を中心にたくさんの親子が参加されたと聞きました。その場で交流もできたのであれば、ここまで大規模でなくてもそういった機会が年に何回かでもあったらいいのではないのでしょうか。

また、豊橋の市民センターに行ったときのことでなんですが、たまたま置いてあったチラシには、不登校の親が気楽に集まることができるという案内でした。おたまじゃくしの会といって、毎月1回、保健センターでやっているようです。

また、近隣各自治体、いろんな部署がさらに民間でも同じように不登校の親が集まる場ということをやっていると聞いています。行政が検討している間、子どもはすぐに大きくなって卒業してしまいます。職員の配置はもちろん必要ですが、開催にそれほどお金もかからないことですし、すぐにやってほしいと思っています。

交流の場があってお母さんの気持ちが楽になって笑顔であれば、子どもは安心しますし元気にもなります。お母さんたちもそれが分かっている、交流の場をつくってほしいと言われています。先ほども中学校卒業後の支援について伺いました。課題もあるとのことですが、親が気軽に集まれる場の提供も含め、不登校の子どもが中学校を卒業してからの支援、また卒業してから何年かたっている若者の支援方針について伺います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） はい。現時点での支援といたしましては、中学校在学時にスクールソーシャルワーカーが支援を受けていた生徒の何人かは引き続き支援をしている状況ではございますが、中学校卒業後の支援を引き継ぐ支援体制は本町では整っていないということでございます。

現状の課題として捉えておりますので、今後の検討の課題として御報告いたします。近隣市において設置されている子ども若者総合相談支援センターがですね、中学校卒業後の継続的な支援や、家族の交流の場づくりなどを行っていないか、など調査研究するとともに、この補助事業について必要な条件、それから協議体の設置の必要性、職員体制、それから専門機関への委託に必要な経費などの課題について検討していきたいと考

えているところでございます。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） はい。今いろいろなことを検討されているということで支援体制がまだ整っていないけれども、今後に期待しております。

また、支援のつながりが切れてしまっている現状で、今は支援体制が整っていないくて支援のつながりが切れてしまっている現状だとは思いますが、中学校まで学校教育課で担当し、卒業したら、学校教育課からの支援が途絶え、全く別の福祉課へ相談に行くというのも、今までの信頼関係を無視することになるのではないかと思います。

私は当初、来年できるこども家庭センターが、中学校卒業後の若者を学校教育課と連携しながら支援されると思っていましたが、そうではないということです。この10代の貴重な時間は、支援によっては社会とつながりやすくなる可能性もたくさんあります。ぜひこの方策について早急に形を作っていただきたいと思っています。

次に、ひきこもりについて質問していきます。

厚生労働省のホームページによりますと、ひきこもり状態にある方は、社会とのつながりに関する悩みや、自己表現の困難さ等から、生きづらさや自己喪失感、自己否定感を抱いている場合も少なくなく、事情や思いは一人一人様々である。そのような中、ひきこもりは、本人や家族だけの問題というような誤解や偏見によってひきこもり状態にある方やその家族が孤立してしまうことがないよう地域社会において、ひきこもりへの理解が高まることが重要となるとあります。

ひきこもりの状態も様々で、家から出られない人もいれば、図書館やコンビニに行くなど、他者と交わらない形で外出をしている人もいます。2022年度に行われた内閣府の調査によると、ひきこもりの状態にある人は全国に146万人。15歳から64歳の50人に一人がひきこもらざるを得ない状態にあるということです。ひきこもりが長期化、高齢化していることにより、当事者や家族が抱える悩みも、医療、介護、所得、就労など多岐にわたっています。当事者や家族が孤立してしまわないよう切れ目のない支援につなげていくためにも、安心して相談し、支援を受けられることが大切です。

そこで、まずは、本町のひきこもり当事者の人数を年代別に伺います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） ひきこもりに関する実態調査を行っていないため、町内のひきこもり当事者数を把握することはできていません。議員も申し上げられましたが、令和4年度の内閣府のアンケート調査によれば、ひきこもりの全国推計は146万人で、およそ50人に1人がひきこもりであると発表されています。年齢層別では、15歳から39歳の子ども若年層が2.05%。40から64歳の中高年層が2.02%であることとでございます。この調査を基にしまして本町においても、同様にひきこもりの方がいると仮定しますと、令和7年7月1日現在の人口における本町のひきこもり人数の推測値は15から39歳の子ども、若年層は1万1,789人の2.05%で、240人程度。40から64歳の中高年層が1万4,424人の2.02%で、290人程度いることが考えられます。

なお、実態調査ではございませんが、福祉課が把握しているものとして、月1回障害

者地域活動支援センター集いの家にて開催しています、ひきこもり家族の集いに参加されるか方の実績値がございます。この事業は、基幹相談支援センター、社会福祉法人愛恵協会に委託しているもので、ひきこもり家族が社会から孤立することを防ぎ、同じ困難を抱える家族の相互理解、情報交換として実施しているものでございます。このひきこもり家族の集いの令和6年度の実績につきましては、年12回の開催で、実人数8人。延べ47人が出席されており、当事者が20代から30代の保護者の方が集まってお見えです。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 仮定の数ではありますが、64歳までで530人ほどと推計することができるということです。それに対して家族の集いに8人来られる、実人数8人ということで、本当にごく少数ということが分かりました。

厚生労働省では、ひきこもり当事者やその家族がより身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市区町村における相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者間、当事者会、家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めています。これらの取組に必要な経費をひきこもり支援推進事業により地方自治体に補助しており、地方自治体における取組を強力に支援しているということです。ひきこもりサポート事業、ひきこもり支援ステーション、ひきこもり地域支援センターをひきこもりに特化した事業と位置づけていますが、先ほど中学校卒業後の支援についてもお聞きしました。支援が薄くなったとしても、10代の頃は社会につながりを持つきっかけを得ることもたくさんあるかと思います。5年、10年とひきこもりが続き、親も高齢になったとき初めて家族が行政へ相談に行くのではないのでしょうか。

そこでお聞きします。本町にひきこもり地域支援センターなどあるのでしょうか。また相談窓口はどこですか。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 本町の現状としまして、ひきこもり地域支援センターといったひきこもりに特化した相談窓口はありませんが、福祉課にてひきこもりに関する相談は受けております。各種相談を受ける中で、ひきこもりの対象となっている人の御家族からひきこもりに関する相談があった際は、対象の人の年齢や生活状況等をお伺いし、状況に応じた支援機関につなげるようにしております。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） ひきこもりに特化した窓口はないということですが、課を超えて連携していくことも必要ではないかと考えます。国もこのようにひきこもりを日本の問題点と捉え、市町村に対して支援強化を打っています。

ひきこもり支援について現状を踏まえての今後の方針について伺います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 現状において本町でのひきこもりに対する具体的な支援はありませんが、相談を受けてのつなぎ先での実績ある機関としては、精神科医、心療内科、障害者の基幹相談支援センター、相談支援事業所、地域包括支援センター、若者サ

ポータルステーション、社会福祉協議会、精神保健福祉センターなどがございます。

また、ひきこもり家族の集いに参加される家族に、心の病気を持つデイケアとして実施している憩いの場を紹介し、外出する機会につなげたケースがあります。憩いの場は毎週1回、13時半から16時に集いの家にて開催しており、精神障害や発達障害などの診断を受けた人、もしくは、その疑いのある人等を対象に、町が委託した精神保健福祉士、理学療法士、社会福祉士とお茶を飲みながら話をしたり、集まったり、集まった人たちでカードゲームや手芸など自由に過ごしてもらう場を提供しております。

それから、今年の4月からスタートしております。重層的支援体制整備事業の中で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業はあります。

この事業は、幸田町社会福祉協議会に委託しており、支援を必要としながら長期にわたりひきこもり状態にある人を社会参画に導くための支援として、関係者からの情報収集、事前調整、対象者との関係性の構築、家庭訪問等を実施することとしています。

しかしながら、まだ関係機関への周知にとどまっているので、今のところ実績はありません。

今後の支援につきましては、重層的支援体制整備事業のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を機能させることを考えております。まずは、ひきこもりに悩む当事者や御家族が相談しやすい相談窓口が社会福祉協議会であることを明確にし、長期にわたりひきこもり状態に悩む人に寄り添い、支援者との信頼関係を築くことに注力し、関係機関と連携して、自立を促す支援につなげていけるよう努めてまいります。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 国がこのように、ひきこもりに関して強力に進めていくということで、本庁に関しても、こちらもしっかり調査をしながら進めていただきたいと思います。支援の必要な人に情報が届くよう、一步を踏み出す手助けとなるよう周知をお願いします。今後もひきこもりの支援についてはしっかりと体制を作っていくところを見ていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本和美議員の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、明日9月4日木曜日午前9時から再開します。

本日一般質問された議員は議会だよりの原稿を、9月18日木曜日までに事務局へ提出をお願いします。

長時間、大変お疲れさまでした。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後14時41分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 7 年 9 月 3 日

議 長

議 員

議 員